

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議 録			
日 時	平成20年 6月24日（火）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時09分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、高橋副委員長、鈴木・菊地・佐藤・佐々木 横田 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、人事異動後初の委員会でありますので、部局ごとに異動した理事者の御紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木委員、横田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたいとの申出がありますので、説明を受けるため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 05 分

(陳情趣旨説明)

再開 午後 1 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「石狩湾新港管理組合の協議案件について」

○(総務)企画政策室林主幹

石狩湾新港管理組合からの協議について 4 点報告いたします。

資料の「石狩湾新港管理組合の協議案件について」をごらんください。

1 番目の案件、財産の処分について。

平成 20 年 6 月 19 日付けで事前協議がありましたので、報告いたします。資料は 1 の 1 から 1 の 2 となります。

本件は、石狩湾新港中央ふ頭の分譲地について、エネルギー基地を計画している北海道ガス株式会社に対して処分するものです。

資料の 1 の 1 をごらんください。

売却面積は 9 万 6,542.62 平方メートル、売却価格は 43 億 4,972 万 7,744 円であります。資料 1 の 2 をごらんください。今回の売却予定地ですが、図面中ほどの黒で塗りつぶしている部分で、石狩市域にある中央ふ頭となります。市といたしましては、同意したいと考えております。

次に、2 番目の案件、平成 20 年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算案について、6 月 19 日付けで事前協議がありました。この補正予算は、先ほど報告いたしました財産処分に伴うものです。資料 2 の 1 と 2 の 2 になりますが、2 の 1 は補正予算案、2 の 2 は補正における収入金の流れを示した参考資料となっております。

資料 2 の 1 をごらんください。

初めに、歳入について説明いたします。財産収入では財産売払い収入 43 億 4,972 万 7,000 円を増額し、43 億 6,582 万 7,000 円。諸収入では雑入、埋立事業関係収入がありますが、1 億 4,909 万 8,000 円を増額し、1 億 4,902 万 6,000 円。組合債では、今回の売上収入に償還期限を迎える起債の借換えが必要でなくなったことから、23 億 3,800 万円を減額し 2 億 6,900 万円とするものです。次に、歳出ですが、公債費について、今回の売払い収入によって可能となった起債の繰上償還などにより、21 億 6,082 万 5,000 円を増額し、54 億 8,124 万 3,000 円とするものです。これにより、歳入歳出とも 21 億 6,082 万 5,000 円を増額し、予算総額を 57 億 1,715 万 5,000 円に補正しようというも

のでありますが、この補正による小樽市の母体負担金4億 1,176 万 3,000 円に変更はありません。市といたしましては、同意したいと考えております。なお、先ほどの財産処分と本補正予算案につきましては、来月開催予定の平成 20 年第 2 回石狩湾新港管理組合議会定例会に諮られる予定であります。

次に、3 番目の案件、平成 20 年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求案について、6 月 3 日付けで事前協議がありましたので、説明いたします。資料は 3 の 1 と 3 の 2 になりますが、資料 3 の 1 は 20 年度と 21 年度の事業別の比較表で、資料 3 の 2 は地図となっております。番号が符合しておりますので、あわせてごらんください。

初めに、国直轄事業です。地図の右上の①北防波堤であります。港内の静穏度を確保するため既設防波堤を延長するものであります。21 年度は仮設工を予定しております。次に、地図の左側の②泊地マイナス 14 メートルであります。西ふ頭に埋立処分したしゅんせつ土砂の飛散防止のため植栽を行うものであります。次に、地図中央下、花畔地区③岸壁マイナス 10 メートルであります。大規模地震災害に対応するため既設の花畔ふ頭を改良整備するものであり、21 年度は本体工と仮設工を行うものであります。以上、国直轄事業として事業費 10 億 2,000 万円、管理者負担分 2 億 6,850 万円となっております。

次に補助事業ですが、地図の右側の④泊地マイナス 3 メートルは、水深の確保のためのしゅんせつを行うものです。次に、地図の中央右側⑤物揚場マイナス 2 メートル改良は、昭和 56 年完成の 5 メートル岸壁の老朽化対策を実施するものです。次に、地図の中央右側の⑥泊地マイナス 10 メートルは、所定の水深を確保するためのしゅんせつを行うものであります。以上、補助事業につきましては事業費 1 億 3,500 万円、管理者負担分 5,500 万円となっており、直轄事業及び補助事業を合わせた事業費合計は 11 億 5,500 万円、管理者負担分は 3 億 2,350 万円となっております。

なお、本件に対する回答につきましては、当委員会での御意見並びに小樽商工会議所及び小樽港湾振興会の御意見を踏まえながら検討してまいりたいと考えています。

次に、4 番目の案件、石狩湾新港管理組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び石狩湾新港管理組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、去る 3 月 17 日付けで事前協議がありました。資料 4 の 1 から資料 4 の 3 となっております。

本件は、給与月額及び給与手当の額の改正、旅費の額等の改正を行うものであり、北海道の給与条例等の改正と各母体における厳しい財政状況を考慮し、改正するものであります。市といたしましては、3 月 25 日付けで同意回答をいたしました。なお、管理組合では 3 月 25 日付けで専決処分をしており、来月開催予定の平成 20 年第 2 回石狩湾新港管理組合議会定例会に報告される予定であります。

○委員長

「新しい総合計画の進ちょく状況について」

○（総務）企画政策室笠原主幹

新しい総合計画の進ちょく状況について報告いたします。

昨年 の 第 2 回 定 例 会 で 示 し た 策 定 ス ケ ジ ュ ー ル で は、本定例会に基本構想案の議案提出を行う予定としておりましたが、基本構想原案の検討、調整に時間を要したことから遅れております。現在までの状況は、基本構想原案を 3 月 27 日に開催した総合計画審議会に諮問し、その後、五つの分科会で延べ 19 回の審議を行ってまいりました。現在、分科会報告の取りまとめ作業を進めておまして、7 月上旬に総合計画審議会を開催し、答申案の審議をいただく予定としております。なお、この間、4 月 1 日から 5 月 15 日まで、基本構想原案に対するパブリックコメントを行い、市民の皆さんからの御意見を募集してまいりましたが、9 個人 1 団体から 19 件の御意見をいただきました。パブリックコメントの結果につきましては、今後いただいた御意見と市の考え方を小樽市ホームページに掲載し、示すこととしております。

○委員長

「公立高等学校配置計画案について」

○（教育）学校教育課長

公立高等学校配置計画案について報告いたします。

今月 3 日に、平成 21 年度から 23 年度の公立高等学校配置計画案が公表されました。今回の計画案では、23 年度に新たに小樽商業高校の 1 間口減、小樽工業高校の 1 間口減、そして小樽商業高校定時制と小樽潮陵高校定時制の再編、小樽桜陽高校の単位制導入が示されました。この計画案に対し、9 日に市長はじめ議長、総務常任委員会、教育委員長、PTA 連合会などの陳情団のほか、地元選出道議会議員の同席をいただき、北海道教育委員会に対して陳情を行ったところであります。市としては、中卒者の減少と比較してあまりにも急激な間口の削減であることや、22 年度に後志学区で 3 高校の再編、統合が計画されており、小樽や後志に与える影響がどうなるのか不確定な要素が多いことなどから、間口削減の再検討を要請するとともに、定時制の再編や単位制の導入については、学ぶ機会の確保や学習ニーズなどを十分踏まえた再検討を要請したところであります。

今後、北海道教育委員会では、地域別の協議会を経た後、計画をまとめる予定としておりますので、市としては 7 月に開催される地域別検討協議会において、再度間口削減の再検討を要請していく考えであります。

○委員長

「新小樽市立学校教育推進計画作成作業について」

○（教育）指導室主幹

新しい小樽市立学校教育推進計画作成作業について報告いたします。

本市の学校教育推進に当たっては、平成 18 年にあおばとプランを策定し、これを指針として 3 か年計画で改善に取り組んでおりましたが、本年度がその最終年度となることから、来年度からの新しい計画を作成する作業にかりましたので、報告いたします。

現在の計画は、平成 17 年に保護者や学識経験者、校長などから成る作成検討委員会を設置し、今後の小樽市の教育の方向性を示す答申をいただき、それを基に計画を作成して取り組んできました。新計画の作成に当たっては、基本的に現計画の延長線上にあるものであることから、現計画の答申を踏まえながら、関係団体などから今後の小樽市の学校教育に対する御意見を伺い、計画案を作成してまいります。その後、その計画案に対してのパブリックコメントを経て、計画を策定していきたいと考えております。

また、北海道教育ビジョンとの整合性や新学習指導要領に沿ったものとなるようにしていきたいというふうに考えております。現在は校長、教頭、教諭、教育委員会職員から成る小樽市立学校教育推進計画作成委員会を組織し、PTA 連合会、総連合町会、幼稚園連合会、高等学校校長協会、青年会議所、防犯協会、北海道教職員組合小樽市支部など、18 の関係団体に意見募集をお願いしているところであります。今後、7 月末までに御意見をいただき、計画案の作成に着手してまいります。その後、計画案については 10 月にパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様の御意見を伺い、12 月には新しい計画を策定する予定であります。

○委員長

「オタモイ共同調理場調理業務等民間委託の業者選定について」

○（教育）学校給食課長

本年度 2 学期から実施予定でありますオタモイ共同調理場調理等業務の民間委託について、受託者を決定したので報告いたします。

民間委託業者の選定に当たり、選定方式は公募型プロポーザル方式で実施することとし、選定委員会の設置要綱を定め、同要綱に基づき教育関係団体へ委員の選出を依頼し、4 月の教育委員会第 5 回臨時会にて選定委員の委嘱、任命を行いました。同選定委員会の開催状況についてであります。4 月 28 日に第 1 回委員会を開催し、募集要項、

第 1 次審査の選定基準などを決定し、5 月に入り、本市ホームページでの掲載などで周知を図り、募集要項に関する説明会及び現地見学会を行い、その後、募集を実施いたしました。3 社から応募があり、これらの応募者からの提案書を基にした第 1 次審査を行うため、第 2 回委員会を 5 月 28 日に開催し、書類審査により参加資格要件を満たしているか、また給食運営、衛生管理、業務体制など 5 分野 18 項目について、選定委員が評価点をつけ総合評価していく方式で第 1 次審査を実施いたしました。参加資格要件については各社とも満たしており、第 1 次審査の結果は 3 社とも得点割合で 8 割の水準を確保しましたので、3 社すべてを選考することとし、第 2 次審査の対象といたしました。第 3 回委員会を 6 月 5 日に開催し、第 2 次審査及び最終選考を行いました。第 2 次審査は、調理場での日々の業務遂行の基本となります作業工程表、作業動線図の内容及び共同調理場での運営に関する具体的な考え方の 2 点の課題に関して、各社からのプレゼンテーションを行った後、各選定委員からヒアリングを行うという形式で実施し、各社が示した考え方などに対して選定委員がそれぞれ評価点をつけ、総合評価を行いました。結果として、3 社のうち株式会社日総が第 1 次審査で 1 位、第 2 次審査においても 1 位という評価結果となり、選定委員会の結論として同社を選定しました。その後、選定委員会から教育長に報告をいただき、昨日 23 日に同社と業務委託契約を締結いたしました。

今後、2 学期からの実施に向けた準備作業に入っていきますが、同社との打合せを密に行い、調理体制を初めとする事前の研修やトレーニングを入念に行うよう指示をしながら、民間企業による調理体制への転換を進めていきます。また、業者の選定結果については、近日中に保護者及び学校関係者への報告を行っていきます。

○委員長

次に、本定例会に付託された各案件について、順次、説明願います。

「議案第 2 号について」

「議案第 3 号について」

○（総務）職員課長

議案第 2 号小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、ここ数年の人件費削減効果により、現状の職員数と定数条例上の職員定数との乖離が大きくなってきていることから、定数条例上の職員数を現状の職員数を基に、実態に合わせて変更するものです。この改正によりまして、現行の条例定数合計 2,645 人を 2,479 人へと 166 人削減するものです。

続きまして、議案第 3 号小樽市職員恩給条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、平成 19 年 5 月 25 日に公布された株式会社日本政策金融公庫法が今年 10 月 1 日に施行されることに伴い、国民生活金融公庫の名称を株式会社日本政策金融公庫に 10 月 1 日から改めるものです。

○委員長

「議案第 4 号について」

○（財政）市民税課長

議案第 4 号小樽市税条例の一部を改正する条例案について、その主な内容を説明いたします。

このたびの市税条例の改正は、平成 20 年 4 月 30 日公布の地方税法等の一部改正に伴うものであります。

まず、個人市民税についてであります。1 点目は寄附金の控除制度が拡充され、現行の所得控除方式を税額控除方式に改めたほか、寄附金控除の対象とする寄附金の限度額を、総所得金額等の 30 パーセントに引き上げ、下限額を 5,000 円に引き下げるとともに、地方公共団体に対する寄附金、いわゆるふるさと納税制度として、個人住民税所得割額の約 1 割を税額控除するなど、所要の改正を行うものであります。

2 点目は、65 歳以上の公的年金等受給者の納税の利便性の向上などを図る観点から、平成 21 年度より公的年金等からの特別徴収制度を導入するため、所要の改正を行うものであります。

3 点目は、上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に対する課税について見直しが図られ、譲渡所得にかかわる軽減税率を平成 21 年 1 月 1 日に廃止することに伴い、税率について 2 年間の特例措置を設けるとともに、配当所得について申告分に選択課税の税率の特例措置や譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例措置を創設するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、平成 20 年 12 月 1 日から民法第 34 条に規定されている社団法人、財団法人制度が廃止され、新たな公益法人制度が実施されることに伴い、法人市民税と固定資産税について、所要の改正を行うものであります。

最後に、省エネ改修を行った住宅にかかわる固定資産税の減額措置にかかわる申告手続を規定するものであります。

○委員長

「議案第 8 号について」

○（消防）主幹

議案第 8 号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成 20 年 3 月 26 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族及び非常勤消防団員等に扶養親族でない配偶者がある場合の 2 人目以降の加算額である 200 円を 217 円に引き上げ、また平成 19 年 5 月 25 日に公布された株式会社日本政策金融公庫法の平成 20 年 10 月 1 日施行分に伴い、傷病補償年金等を受け取る権利を担保に供することができる金融機関の名称を、国民生活金融公庫から株式会社日本政策金融公庫に改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第 11 号について」

○菊地委員

議案第 11 号小樽市非核港湾条例案について提案説明をいたします。

本会議でも述べていますので、簡単に説明いたします。

先ほどの陳情者の方のお話にありましたように、頻繁に小樽港に核搭載可能な米艦船が入港しており、非常に市民の不安をあおっているわけですが、これまで小樽市がとってきた米艦船入港に対して港湾の安全、入出港時の安全、バースの使用については商船優先です。こういった取決めが米艦船入港への歯止めにならないことは、2 月のブルーリッジの入港で明らかになりました。地方自治体や港湾管理者の固有の権限を国家権力でないがしろにする。こんなことが許されるのでは、民主主義の形がいかたです。しかも米兵による傷害事件は、今、全国どこで起きるかわからない状況になっています。何よりも市民の安心をしっかりと保障する役割が地方自治体にはあります。非核三原則の堅持と市民の安全確保、平和の追求、そのためにも我が党提案の小樽市非核港湾条例案の実現が急がれるべきです。各会派の皆さんの御賛同をお願いして、提案といたします。

○委員長

「議案第 12 号について」

○（教育）生涯学習課長

議案第 12 号工事請負変更契約について説明いたします。

重要文化財旧手宮鉄道施設機関車庫 3 号の保存修理工事は、当初平成 18、19 年度の 2 年間での実施予定でしたが、解体調査の結果、車庫の地下からレールの下ピットと呼ばれる作業溝が見つかり、また、地盤が砂地で非常に軟弱であることが判明しました。このため、地盤改良工事と建物の構造補強工事の大幅な見直しが必要となり、工事請負金額が増加することとなりました。また、工事期間については、21 年度までの 4 年間となる予定であります。これらの見直しに伴い、工事請負契約を変更するものであります。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党

○菊地委員

○石狩湾新港管理組合の協議案件について

初めに報告を受けましたので、その中から何点かお尋ねいたします。

石狩湾新港管理組合の協議案件についてです。

財産処分ですけれども、先ほど説明を受けました北海道ガス株式会社への売却予定地の残っている部分について、今後の売却の見通しはあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

今回の売払いでの残地の見通しということですが、管理組合では今回の北ガスエネルギーLNG基地ができることによってエネルギー関連企業の当該地域の立地に弾みがつくということで、積極的に早期売却に取り組んでいるというふうに聞いております。また、市としましては早期売却が実現することを期待しております。

○菊地委員

取り組んでいるということは、まだ具体的な動きにはなっていないということですね。それで、その土地が売れることによっての補正予算が載っていたのですが、先ほど母体負担金には変化がないと報告されたので、これを入れても特に小樽市から持ち出すお金が少なくなるということはないのですか。

○（総務）企画政策室林主幹

今回の売却での収入につきましては、すべてこの埋立用地を造成したときの起債の償還に使用しますので、小樽市の母体負担金の減にはなりません。

○菊地委員

そうすると、提出された資料 3、4 についてはずっとこの間、新たな工事、静穏度を保つための工事などは今のところ必要ないのではないかと我が党が主張してきた中身のものだと思うのですが、それによって新たな負担が生じる可能性のほうが大きいというふうに考えたほうがいいですか。

○（総務）企画政策室林主幹

今回説明しました平成 21 年度の建設事業の関係で、今後、母体負担金が増えるという見込みは聞いてございません。

○菊地委員

増える見込みはないけれども、これをやらなければ、逆に今負担している金額については、減っていく可能性はあるのですか。

○総務部副参事

先ほど主幹のほうから答えましたように、母体負担金についてはこういう事業を行っても、現在の負担金額を上回ることがないような財政運営をしていただくということで、常々申し入れております。一つは、いろいろな意味で歳出の削減を図ってもらうとか、あとは以前借りていた高金利の起債分を借りかえていただくとか、そういったいろいろな措置をとりながら進めていただくというのが、我々の考え方です。それで、防波堤等の施設については、これは現状で静穏度が十分確保されていないという実態がございますので、港湾管理者としては、当然ながら港湾の利用促進のためにはそういった条件を整えなければならないということで、整備を行いたいという強い意志を持っております。一方我々としては、先ほども申し上げました母体負担金の増加が生じないように、全体の財政運営

の中でやりくりし、現在の母体負担金を下回るような形でやっていただきたいというのが、我々の考えでありまして、石狩湾新港管理組合もその小樽市の要求に対しては、十分理解を示しているというふうに思っております。

○菊地委員

ただ、私は市長に、今、石狩湾新港管理組合への負担金がこの金額で済む、そういうことが見込まれたら、この工事には反対しないつもりではないかということもお尋ねしてきたわけなのです。この4億円何がしという金額が小樽市の財政に対して非常に負担になってきているということは、これまでに何度も質問させていただいていますので、それは繰り返しませんけれども、そういうふうにしてこういった工事を行って、なおかつ負担金が増えないのであったら、今、副参事がおっしゃったように、経費の削減や借換えなどによって、さらに負担金は下がる可能性もあり、小樽市の財政に逆に寄与する、そういうことも出てくるわけです。この工事については、本当に今何としてもやらなければならないものではないのではないかと、我が党の石狩湾新港管理組合議会の議員である北野議員も、これまで皆さんと議論をさせていただいたところなのですが、そういう意味では④、⑤、それから⑥の改良工事は、今、何のために必要になってきているのか、そのことについてお答えください。

○（総務）企画政策室林主幹

④の泊地マイナス3メートルですけれども、こちらについては漁港区の部分に砂がありまして、そのしゅんせつを行う工事であります。⑤物揚場マイナス2メートルにつきましては、築造後もう25年以上経過しておりまして、エプロンの沈下とか、ゆがみがありまして、安全対策上、行う改良工事であります。⑥泊地マイナス10メートルにつきましては、④と同じようにしゅんせつ関係の工事を行うものでございます。

○菊地委員

しゅんせつを行ってマイナス10メートルを確保する、今あるのが10メートルであって、そういう現状を確保するということか、それとももっと掘り下げて深くするのか、どちらなのでしょう。

○（総務）企画政策室林主幹

港湾計画上も水深がマイナス10メートルですけれども、これに満たなくなっているのを掘り下げること、しゅんせつすることです。

○菊地委員

平たく言えば、砂がたまっているということですね。そうすると、砂を1回取り除いたらまた砂がたまって、また工事が必要になってくるというふうに予測しておいた方がよいということでしょうか。

○総務部副参事

港湾というのは、長い間たつと、特に砂地につくっている港の場合はそうですけれども、微妙に砂というのは移動するわけです。それで、定期的にいろいろ観測しながら、必要が生ずれば維持しゅんせつをしなければならない。これはある程度宿命の部分もあるのです。例えば小樽港の場合は、そうそう頻繁に維持しゅんせつの必要がないという部分もあるのですけれども、それでも、かつては専用の直営のしゅんせつ船を持っています、それで定期的に掘っていたということなのです。最近はそのことをほとんど行っていないので、何か障害が出ればその都度行っていますけれども、確かに石狩湾新港の場合はどうしても砂地が多い港でございまして、小樽港に比べれば非常に砂の影響というのを受けやすいわけですが、港湾の場合、全国的にも多かれ少なかれそういうことは生ずると言えるのです。

○菊地委員

小樽港がそれほど頻繁にしゅんせつの必要がないということをおっしゃいましたけれども、それこそ天然の良港という証拠だと思います。このしゅんせつについても、港にさらに防砂堤をつくるというなかなか珍しい港だということも、北野議員は何回も指摘していましたけれども、そういうふうにお金がかかる施設ということを改めて思います。それで、石狩湾新港管理組合への負担金をこれ以上増やさないといいけれども、本当に今、

どうしても緊急に必要なのかどうかということを吟味しながら態度を決めていただきたいと思います。このことは要求しておきます。

◎平成 20 年度の財政運営について

財政についてお尋ねいたします。

平成 20 年度の財政運営について何点かお尋ねします。

早期健全化基準をクリアするために 19 年度の決算見込みでいくと、最小限幾らの改善が必要になってくるのでしょうか。

○（財政）財政課長

早期健全化基準はいろいろありますけれども、御質問の関係は連結実質赤字比率についてであると思いますが、これをクリアするためには、平成 19 年度の決算見込みで 3 億 700 万円が必要と算定しております。

○菊地委員

平成 20 年度の各会計予算が課せられたとおりに執行されたと仮定して、一般会計から病院の不良債務解消のために 4 億 5,008 万円を繰り出したとしても、早期健全化基準はクリアできることになるのでしょうか。

○（財政）財政課長

平成 19 年度決算見込みベースで、今言われたような条件に基づきますと、数値上はクリアすることになるのではないかと推定されております。

○菊地委員

ただ、3 日間開かれていました予算特別委員会の中では、病院事業会計の収支が大変厳しくなっていて、この 4 月、5 月でも 3,500 万円ぐらい収支計画の目標値よりも落ち込んでいるという答弁がありました。昨日の予算特別委員会の審議からいきますと、この 4 月、5 月の収支がそのままの形で推移すれば、平成 20 年度では 3 億 3,874 万円の落ち込みになり、更に医師の退職により 2 億円の収入が入ってこないのではないとも言われており、それを含めたら 5 億円以上になっていくわけです。こういった 5 億 3,800 万円を超える不良債務解消負担分が果たして用意できるのかという、そういう疑問が出てきたわけです。そういうことも含めながら、19 年度の財政運営の経過から、20 年度の運営で財源不足が増えるのではないかというふうに変化するわけなのですが、20 年度既に第 1 回臨時会での繰上充用、そして第 2 回定例会の補正予算案が原案どおり可決されたとしたら、財源不足は幾らプラスされて、合わせて不足額は幾らになるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○（財政）財政課長

現時点での財源不足についての御質問だと思いますけれども、第 2 回定例会補正予算案に計上した一般財源の合計は、4,202 万円になります。これと第 1 回臨時会で繰上充用した額が 13 億 7,900 万円でございますので、合わせますと 14 億 2,102 万円の財源不足となっております。

○菊地委員

そういうことを考えますと、非常に厳しい財政状況が今年度も続くのではないかというふうに思うのです。ただ、市長は景気浮揚対策のために、前倒しをしていろいろなことをやっていきたいというようなこともおっしゃっていましたけれども、第 2 回定例会までに補正予算として計上されていないのですけれども、今後補正が必要になってくる事業と財源、それに伴う財政健全化計画の見通しについて説明をいただきたいと思います。

○（財政）中田主幹

財政健全化計画は、平成 20 年度につきましては、当初予算をベースに計画を策定してございます。それ以後の補正については、この時点ではなかなかわからないので入れてございませぬけれども、一応今後補正が見込まれるものとしては、今、大変石油価格が高騰していますので、その辺で燃料費などの補正が、もしかしたら出てくるのではないかというふうに思っているのが、まず 1 点でございます。

それと、2 点目が公共工事の前倒しの関係で、今検討しているのは、消防署朝里出張所の建設であり、今年度が調査関係で来年度に工事を予定しておりますけれども、その一部を前倒しできないかということで検討していることと、オタモイで公営住宅の 3 号棟の建替えをしておりますが、その関係で既存の平家建ての住宅の除却工事を前倒しできないかということを検討してございます。

今の公共事業の予算の財源でございますけれども、オタモイのほうは国から交付金が 45 パーセントぐらい入ってきて、残りが起債です。それと、消防のほうは全額起債を予定しておりますので、今年度の一般財源の負担は出てこないというふうに考えてございます。

それと、あと大きいのが、毎年冬場の除雪の経費が、雪の降りぐあいによって補正が必要となる部分も出てくるかもしれないと想定しております。

○菊地委員

朝里出張所、オタモイ公営住宅の取壊しについては交付金と起債ということでした。燃料の高騰や除排雪による補正については全く、幾ら補正を見込まなければならないのかという予測は難しいとは思っておりますけれども、いずれにしても補正が必要になって、大変厳しい財政運営になるというふうに思います。昨日、福祉灯油の話も出ていましたけれども、市民の生活を最優先し、それをしっかりと確保する財政運営に一致協力してやっていく必要があるというふうに思いますので、またそのことについては、今後の議会の中でも議論させていただきたいと思います。

◎議案第 2 号小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案について

次に、職員定数条例の一部改正案についてお尋ねしたいと思います。

先ほど報告をいただきました職員定数条例の減った数の中身についてです。機構改革があったので、前年度の職場のどの課のどの係が何人減ったかというのを押さえるのは非常に難しいとは思っておりますけれども、職場の関係で具体的に減ったところとか、そういうところがあるのではないかと思いますので、その辺についてお答えを願います。

○（総務）職員課長

定数条例のつくり方なのですが、ここ数年ずっと改正してきておりますが、基本的な考え方としましては、まず 4 月現在、選挙がありますと 6 月になりますけれども、通常ですと 4 月 1 日現在の職員数を押さえまして、あくまでも現在の職員をベースに欠員や増減数、再任用の職員の数、それから若干の余裕分を見てというようなことと、そのほかに事務取扱なども見ておりますけれども、いわゆる小樽市民のニーズに合わせて、小樽市が行うべき事業、そういったものに必要な職員数の上限が幾らになるのかというのを見たいものですから、まずは 4 月 1 日現在の職員数に、実際に本当に必要な欠員や増減といったようなものを足し込んで、それで一体何人になるのかというようなことになります。その数と実際に定められています条例定数との差を求めまして、それが今示しております、例えば一般部局ですと 44 人減らしますといったような、トータルで 166 人減らしますという形になってございます。ですから、今、委員からお話のありました課ごとに何人減らすというような考え方は実はしておりません。あくまでも実際に今いる人数に必要とする人数を足し込み、今の市民ニーズにこたえられますというその上限値を出しているということでございます。

○菊地委員

そうすると上限値ですから、今実際にいる人数とはまた違うのですね。それは職場によって大きくかい離しているところというのはあるのですか。

○（総務）職員課長

まず、今回の改正で一番大きく減っているところといいますのは、消防団になります。消防団につきましては、現行条例定数が 606 名ですが、4 月 1 日現在で 478 名となっておりますので、いったんこの実際にいる人数にしまして、それから毎年大体 36 名程度ですけれども、年数をかけて増やしていった、最終的には 606 名を目指し

ていくということでございます。ここが一番大きく落ちているのですが、あとは一般部局、これは各部局にまたがりますので、ある意味世帯が大きいということで 44 名程度落とした形になっております。いずれにいたしましても、現在提案しておりますそれぞれの部局、一般部局とか水道局、それから教育委員会につきましては、それぞれ 2 名程度ずつ余裕枠を見ております。ただ、病院につきましては、医師確保の観点もございまして、12 名の余裕枠ということで考えてございます。

○菊地委員

◎議案第 3 号小樽市税条例の一部を改正する条例案について

それでは、市税条例の一部改正案についてお尋ねしたいと思います。

先ほどの説明で、今年度から年金特別徴収ということで、年金から住民税を天引きすることが含まれていたと思うのですが、今、年金特別徴収対象人数と、そのうち既に口座振替をしている人数がわかりましたらお願いいたします。

○（財政）市民税課長

特別徴収の対象者についてであります。制度的には平成 21 年度から実施するというので、20 年度の当初賦課は、もう既に終わっていますけれども、その納付書発行時点の状況で申し上げますと 1 万 3,319 名の方が対象になると思われます。

○（財政）納税課長

それと引き続き、課税対象の中の口座振替の利用者数なのですが、5,001 人が利用しています。

○菊地委員

これは常に口座振替をしている方は引き続き口座振替ができるということでしょうか。それともすべての分が年金から引かれるのでしょうか。

○（財政）納税課長

公的年金からの特別徴収制度になりますと、今まで口座振替されていた方も、基本的には種別徴収が前提となります。

○菊地委員

国民健康保険料については、たしか今年 10 月から 65 歳から 74 歳までの人も年金天引きになりましたが、既に口座振替の人は引き続き口座振替でもよいことになっていませんでしたか。なぜ税金はだめなのでしょう。その辺について説明してください。

○（財政）税務長

今回の年金等からの特別徴収制度ですけれども、市長が答弁しておりますが、まず大前提となりますのは、公的年金収入に対して課税される所得割と均等割です。それを対象として公的年金受給者の方の老齢基礎年金の中から控除するという制度でありまして、また地方税法の中で、地方自治体が母体としてこれを取り入れるか取り入れないかという選択肢がございませぬので、基本的には課税対象となる方々全員が対象になります。また、今申し上げましたように、公的年金等にかかわる部分を対象としておりますので、その他給与所得や不動産など、そういうもののある方については、現在口座振替している方もいますので、そういう方については今後も口座振替の適用になると思います。

○菊地委員

今、税務長が小樽市の選択肢はないとおっしゃったのですが、そこそこで条例でそういう形に持っていくわけですね。その条例がもし通らなかった場合はどうなるのでしょうか。

○（財政）市民税課長

今回、市税条例の一部改正案ということでお願いしているわけですが、既に地方税法上は公布されているという

ことで、その部分で今回、特別徴収が規定されています。それを受けて、地方自治体が条例でそれをまたさらに定めるという形をとっていますので、地方税法が生きているという意味では、この市税条例の一部改正案が可決されない場合には、国や北海道からの指導が入るというように考えられます。

○菊地委員

地方税法が最優先される、法律の考え方というのはそういうものなのでしょうか。

(「上位法」と呼ぶ者あり)

上位法ですね。それで、もう既に介護保険料がすべて年金からの天引きになっていますし、この後期高齢者医療保険料も年金からの天引きとなりました。10 月からは国民健康保険料も天引きになるということで、介護保険料と後期高齢者医療保険料を天引きした額が、受け取る年金の 2 分の 1 を超えたら、天引きはしませんと話していましたが、住民税と介護保険料が 2 分の 1 以上になったらどうなるのですか。

○(財政) 市民税課長

確かに委員がおっしゃるとおり、既に介護保険料とそれから国民健康保険料、それから後期高齢者医療保険料の関係の中では、介護保険料と国保料の組合せあるいは介護保険料と後期高齢者医療保険料との組合せ、この両方の合算額が年金支給額の 2 分の 1 を超える場合には、それぞれ国保料なり後期高齢者医療保険料は引かないというルールになっております。ただ、現在、国のほうから示されている個人市民税にかかわる部分については、基本的には現在既に引かれております所得税、それから介護保険料、これを引いた上でさらに国保料なり後期高齢者医療保険料、これを引いて最後に市民税というような順番を示されておりますので、仮に国保料とそれから後期高齢者医療保険料が 2 分の 1 を超えて引けなくなったとしても、基本的には所得税、介護保険料、その後市民税を引くことというような通知が来ております。先ほど言った 2 分の 1 を超える場合という規定については、現在の通知の中では示されていないというのが現状になってございます。

○菊地委員

そうですね。何としても年金からの天引きということで懸念されるのは、年金ですから手に渡った現金をあちらに払いこちらに払いと、最優先で税金を払う方もいらっしゃるのかもしれないのですけれども、どう回していくかという生活上のやりくりもあり、そうしたことが困難になることで生活不安を引き起こすのではないかという心配はありませんか。そのようにはお考えにならないでしょうか。

○(財政) 市民税課長

確かに、現在の普通徴収で年 4 回お支払いいただいている制度の中でやりくりをされている方もいらっしゃるとお聞きしております。ただ、今回のお願いにつきましては、年 4 回の普通徴収の場合、各金融機関のほうに出向いていってお支払いをしていただくという、そういう御不便をかけている部分を解消したいというのが大きな前提となっていますし、年 6 回年金が支給される都度、自動的に引き落とさせていただくということで、御不便をおかけすることがないのではないかとというようなことで御理解をいただきたいと思っております。

○菊地委員

御不便をかけているのではないかとおっしゃいますけれども、そういうことを不便だと思っている人はさっさと口座引き落としにするのではないかとと思うのです。ですから、納税義務者としては、みずから税金を納めていくという、そういう納税者としての誇りがこの後天引きされるということでどういうふうになっていくのかという心配が一つあるのと、それから、やりくりが窮屈になるということで、天引き以外の普通徴収で納めなければならないほかの税金や保険料など、そういうものの滞納に、逆につながっていくおそれはないのかと思っているのですが、そのことについてはどのようにお考えですか。

○(財政) 税務長

今、委員が御心配なさっていることというのは、一般の給与所得者の方についてもそうなのですから、毎月

の給与から控除されているということになりまして、同じ考えになると思うのですけれども、そういった意味から、確かにこれは直接年金から控除されていきますので、受け取った金額が少なくなるということになり、今言ったようなやりくりをしていくということになりますと、今までもそうですけれども、そういう方々につきましては、一般的な納税をしていくという姿勢が見えまして、納付計画なり納付交渉なりを受けて、分割制度なども受けておりますので、そういったときには随時御相談していただければと考えています。

○菊地委員

市税概要を見ていましたら、53 ページに税の減免の制度が出ていました。市民税、固定資産税や都市計画税、それから軽自動車税についてこの数年の減免の経過を教えてください。

○（財政）市民税課長

市税概要の 53 ページの減免状況の経年変化の数字というお問い合わせですけれども、現在、平成 19 年度版が出ておりまして、個人市民税の減免状況ですが、過去 3 か年ぐらいでよろしいでしょうか。生活困窮による減免としては、17 年度 48 件、18 年度 52 件、19 年度 54 件となっております。それから、軽自動車税なのですが、生活困窮という理由での減免がないので、こちらはよろしいですか。

○菊地委員

身体障害者は。

○（財政）市民税課長

内訳ですか。軽自動車税につきましては、身体障害者等の理由による件数につきましては、平成 17 年度が 211 件、18 年度が 222 件、19 年度が 254 件、それから、身体障害者仕様による減免の件数としましては、17 年度 2 件、18 年度 4 件、19 年度 5 件という形になってございます。

○（財政）資産税課長

固定資産税、都市計画税の生活困窮に係る減免実績でございますけれども、同じく平成 17 年度からでございますが、17 年度が 205 件、18 年度が 216 件、19 年度が 236 件というふうに増えてございます。

○菊地委員

生活困窮による減免もずっと増えてきているということもありますし、所得そのものが増えていないのです。今度そういう年金天引きとなって生活のやりくりがなかなか厳しくなってくると、やはり全体的に税収がどうなっていくのか心配なわけです。何よりも、労働者は自動的に所得税が引かれており、税に対する認識というのが希薄になってくるという面もあるかもしれず、やはり納税者として、きちんと納めていくという思いを育てていくためにも、地方としては国に対して住民の立場に立って、この制度のありようを考えていくという申入れといえますか、そういうお考えはないでしょうか。

○（財政）税務長

もともと個人市民税といいますか、住民税につきましては、課税体系の中から言いますと、日常生活に直接身近な仕事を行うための資金として、それぞれの負担能力に応じて広く、そして分担し合うということで、納税者個人の生活水準や支出の多寡に応じて課税せずに、所得額に応じて所得控除や税額控除を適用し、公平公正な課税体系だと思っております。また、その徴収する方法として、特別徴収なり普通徴収なり、さまざまな方法があると思っております。それで、こういうことを国頼みということも考えられますけれども、私どもとしましては、11 月に国税を中心とした重要なさまざまなイベントなどを行っておりまして、徴収した税金をどのように使っているのかということを小学生、あるいは町会などに周知を図っております。集める方法もそうですけれども、納めていただいた国税あるいは地方税がどのように使われているということを周知することも大事であると考えています。

○菊地委員

私は、後期高齢者医療保険料の年金天引きということで、実際に全国的な怒りになっている、こういう状況から

見ても、今度は税金かというような国民の反発の声と、それから実際に生活上のやりくりが大変になってくる、こういうことで国民生活を不安に陥れるものではないかというふうに考えていますので、できれば年金からの天引きというのはしない方向にさらに持っていければというふうに思っています。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

◎議案第 2 号小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案について

初めに、今回、総務常任委員会の付託案件でもあります、小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案に関しまして質問させていただきます。

先ほどの菊地委員とダブる部分がありますので、その分は省かせていただきます。

まず第 1 に、今回の定数条例の改正案は、実態に即した形に直すためということによろしいでしょうか。

○（総務）職員課長

そのとおりでございます。まず、先ほども説明しましたが、4 月 1 日の職員数をベースにいたしまして、それに必要な職員数を加えて、さらに若干の余裕枠を設けるとというのが今回の職員定数条例の一部改正案でございます。

○鈴木委員

それで、ずばりお聞かせ願いたいと思います。この職員数の根拠はどういう形で考えていらっしゃるのか。といいますのは、今、私もいろいろな世間に出まして、職員の数が多いのではないかといろいろなお話があるわけです。そのような中で、本当に職員数が多いのか、それとも本来は足りないのか、ちょうどいいのかということが指標になるといいますか、その基準になるところがよくわからないというのが現状なわけでございます。今回のこの条例案が出まして、総数 2,479 名。消防団というちょっと異例な部分がありますけれども、そういった中で、本来、民間ですと例えば従業員数というのは、総務に何人、それから経理に何人、それで販売に何人とか、結局そのトータルがその会社の必要人数ということになるわけですが、お話を聞いていると、今いる人数が退職者不補充で減った分をその数にしているというような聞こえ方もしてくるのでございます。実際、多いと言ってもすぐにおやめになることはできないのも重々わかっておりますが、実際問題この小樽市としまして、適正な人数をどういった形で判断されているのかということをお聞きします。

○（総務）職員課長

今委員からもお話がありましたとおり、民間と違いまして、いわゆるリストラといいますか、明日からあなたは来なくていいですよというようなことは当然できません。ですから、退職していきまして、退職者不補充というようなことで職員数を削減していくというのが一番の手段なわけですが、ただ、小樽市の場合は、従前からよく言われていますとおり、非常に地形が東西に長いので、消防職員の数を多く置かなければいけないといったことや、あるいは政令指定の保健所を持っている、それから港湾を持っているといったような、他都市にない特殊事情がございます。ですから、単純に職員数はこれだけが適正ということは、非常に難しい問題でして、今いる人数をベースに、では今の市民ニーズを満たすためには、どれだけの人数が必要かというのが一つの考え方になると思います。それで、今回の定数条例もそうですけれども、4 月 1 日の実際にいる人数に、それに今の市民のニーズを満たすために必要な人数を足しまして、今後の変動要因もありますから若干の余裕枠、今回は医師を含めてですけれども、トータルで 20 名ほどの余裕枠を見まして、職員定数条例の一部改正案を出しております。

○鈴木委員

いろいろおっしゃることはよくわかるのですが、ただ、簡単に言いますと、我々が、例えばちまたで職員数が多いのではないかと、本当によく言われるわけです。そのときにどうお答えしたらいいのかというのは、早い

話、各部署で人数を積み上げて、この部署はこのぐらい、そして全体を集めると今のこの人数になるというのが一番わかりやすく、例えば市民に説明するときに、こういうサービスを欠かさないためにはこれだけの人数の積み重ねが今の人数だというこというふうになれば一番わかりやすいのです。それが今、小樽市ではそういうふうになっているかということを聞きたいわけでございます。

○（総務）職員課長

数字で説明しますと、4月1日現在の人数と、事務取扱が2名ほどいますので2名プラスしておりますけれども、それに消防団 478 名を加えまして 4月1日で 2,310 名ということになっております。その 2,310 名に、欠員とか増減とか再任用を実際にはいないのですけれども、本来、今の市民サービスを充足するために必要な人数を余裕枠として 20 名を加えまして 169 名というふうに見ております。それで、トータルしますと 2,479 名となりまして、今回提案しております新しい条例定数案が 2,479 名ということになっております。ですから、今までの条例定数が 2,645 名ですので、それとの差で結果的に 166 名が減少しているということでございます。

○鈴木委員

簡単に言いますと、市の職員が多いと言われたときに、実際に皆さんが働いていて、この人数は必要だという答えでいいのかということを知りたいわけなのです。私が今言っているのは、多い、少ないという話をしているのではなくて、最近特に財政難でございますので、そういうときに、今のこの人数は、市民の皆さんから見ると多いというようなニュアンスがあるのですけれども、そうではないときっちりと言いきってよろしいのですか。

○（総務）職員課長

今、委員がお話をされた適正な人数ということと、今示しておりますこの職員定数条例をリンクさせようとするとなかなか無理がございまして、といいますのは、小樽市が進めたい事業をするため、あるいは市民ニーズを満たすためにはこれだけの人数が必要ですよということで、示しております。ですから、それと実際に職員が多いのではないかと少ないのではないかという、いわゆる適正数の考え方というのは、きちんとここで結びつかないということになってございまして、あくまでもこの職員定数条例という考え方としましては、市民ニーズを満たすために、どれだけ職員が要るかということの上限值でございますので、そういった意味で若干の余裕も見えておりますし、これが適正かどうかということになると、現段階では、積み上げてきて必要な適正な数値として押さえております。

○鈴木委員

たぶん水かけ論になるという気がしますけれども、要するに、我々市議会議員もやはりスポークスマンといいですか、皆さんから聞かれたことを真しにお聞きして説明しなくてはならないというふうに思っております。そういった中で、職員が多いのではないのかという声が多いときに、どうやって答えたらいいのかというお話なのですが、一番明確なのは、本当に各部署で、それぞれの人員がこれだけこうで必要なのだという上乗せで今があるというふうにお答えいただくと一番明快なのでございますけれども、そういう話には先ほどからならないのですね。

○（総務）職員課長

あくまでも今の市民ニーズを維持するために必要な職員だと考えていますので、極端に言いますと、事務事業を見直しまして、事業を少なくするというようなことになれば、当然のことながら、それと連動しまして職員数も減らしていくことになっていきます。ですけれども、ただ、その減らしていくに当たっても、最初に説明しましたとおり民間とは違いますので、やはり一定の年数を経ながら、退職者を不補充にしながらというような、そういった手続が必要になってまいります。ですから、そういうタイムラグもございまして、やはり市民ニーズとの関係で職員数をとらえているということでございますので、これは民間とはちょっと違って、何人に減らすと適正でと言うのはなかなか難しいと思います。

○総務部長

まず言えることは、従前は 2 千七、八百人いた職員数をこれだけ減らしてきているということは、相当やはりア

ウトソーシングに出してきているという現実です。特に技能労務の関係の職種については、従前 600 人ぐらいの職員がおりましたけれども、今、240 人ぐらいになっています。圧倒的に、アウトソーシングをしながら職員数を減らしてきている。それが市民サービスの低下を招かない前提で進めているというのが、まず一つです。ですから、まだ外部委託できる職や仕事があると思っていますので、これから進めていく部分もあります。

ただ、現実にはこの職員定数外で今の職員プラス、後からお話が出るのでしょうかけれども、現実には嘱託員、4 分の 3 の勤務時間の職員を 500 人以上雇用し、臨時職員も常に 100 人ぐらいはおり、そのトータルの中で市民サービスをしているのです。ですから、それをすべて正規職員に置き替えるというのは、経費的な問題があって、嘱託員、臨時職員で果たしているわけです。先ほど言いましたとおり、4 月 1 日現在で 120 人不足していますが、今いる職員数の中で何とか仕事をして、嘱託員や臨時職員の手をかりてやっています。ただ、これからまだ減らしていくことは可能ですから、そういう努力を続けるというのが実態であり、御理解をいただきたいと思います。

○鈴木委員

今、総務部長のお話に出ましたけれども、正職員、臨時職員、嘱託員の勤務状態と雇用条件の違いを教えてください。

○（総務）職員課長

職員といいますと、地方公務員法上、一般職と特別職ということで分かれるのですけれども、たぶん今、委員がお尋ねなのは一般職についてということだと思いますので、その前提で話したいと思います。

正規職員につきましては、定年に達するまでの勤務が想定されております。採用あるいは昇任といった場合には、例えば採用試験を受けるとか、そういった能力の実証が求められております。給料、手当が給与という形で支払われておりますし、勤務時間は、再任用職員は短時間勤務職員ですのでちょっと除きますけれども、基本的にはフルタイムで、時間外勤務も可能ということになっております。

それから、臨時職員につきましては、これは地方公務員法第 22 条に基づく一般職の職員ということでございます。任用期間は 6 か月以内で、1 回のみ更新できます。最長 1 年間ということになっております。給与につきましては、賃金で支払われまして、勤務時間は、正規職員と基本的には同様にフルタイムでの勤務が可能で、もちろん時間外勤務も可能となっております。

それから、嘱託員につきましては、これは地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号で非常勤の特別職として位置づけられております。任用期間は、1 年ごとの更新が可能ということになっております。給与につきましては、報酬ですとか報償費で支払われまして、勤務時間につきましては、正規職員のおよそ 4 分の 3 ということで、週稼働時間にしますと 29 時間以内ということになっており、時間外勤務についてはできないこととなっております。

○鈴木委員

それと、臨時職員及び嘱託員の平成 16 年度から 18 年度、3 年間で結構ですので人数の推移と、かかった人件費をボーナス等は除いて御説明をお願いします。

○（総務）職員課長

臨時職員と嘱託員だけでよろしいですか、正規職員も用意しているのですが。

○鈴木委員

お願いします。

○（総務）職員課長

正規職員につきましては、まず人数の推移ですが、決算数値ということで答弁いたします。正規職員の人数につきましては、各年 3 月末ということにとらえてございます。平成 16 年度が 1,267 人、それから 17 年度が 1,251 人、18 年度が 1,218 人となっております。実際の支給金額ですけれども、これは退職手当が入っておりますと変動要因として大きすぎますので、退職手当を除いた数字でお知らせしたいと思いますが、16 年度が 82 億 2,522 万

5,326 円、17 年度が 79 億 2,487 万 3,461 円、18 年度が 76 億 3,438 万 6,102 円となっております。これはあくまでも一般会計の数字であります。

それから、臨時職員ですけれども、臨時職員と嘱託職員につきましては、人数は 4 月 1 日現在ということで押さえております。臨時職員については、16 年度の人数は 170 人、17 年度は同じく 170 人、18 年度は 162 人となっております。賃金の支給金額ですけれども、16 年度が 2 億 4,200 万円 3,693 円、17 年度が 2 億 1,267 万 4,179 円、18 年度が 2 億 1,804 万 3,737 円となっております。

それから、嘱託員についてですが、人数につきましては、16 年度が 666 人、17 年度が 636 人、18 年度が 610 人となっております。報酬の支給金額ですけれども、16 年度が 4 億 8,524 万 9,093 円、17 年度が 4 億 7,356 万 2,654 円、18 年度が 4 億 7,055 万 6,068 円となっております。

○鈴木委員

今の正規職員のほうで 3 年間、平成 16 年度と 18 年度を比較して 6 億円ほど減っていますし、臨時職員につきましても、嘱託員もそうです。これを聞きましたのは、また市民の声ということなのですから、正職員が少なくなった中、臨時職員や嘱託員が増えて、結局、最終的に人件費は変わらないのではないのかという声もございましたので、この場ではっきり全体的に減っているということを皆さんにお伝えしたいと思って聞きました。

先ほどの話に戻るわけではないですけれども、やはり必要な人数であれば必要だと言わなければいけない話でして、それは我々議員にも同じようなことが降りかかってきているのだと思うのです。では、何人なら適正なのかとか、それは逆に言いますと、市民に言われる中で、この事業を行うためにはこれだけの人数が必要という、明確なものがなければ、理解を得るのはなかなか難しく、風評も消えないということです。本当にボーナスカットということもあり、そういった意味では、個々では本当に努力されているというふうに思っております。そうした中で、そういう市民の声もあるということをお伝えしまして、今回質疑をさせていただきました。

◎総合博物館について

次に、小樽市総合博物館につきましてお聞きします。

昨年 7 月 14 日のグランドオープンから 1 年を迎えようとしていますが、1 年間の来館状況をお知らせください。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館の入館者数についてでございますけれども、もうまもなく 1 年となるのですが、5 月末での入館者数をお知らせしたいと思います。

手宮の本館、それから色内のほうの分館であります運河館と合わせまして、おおよそ 14 万人の入館者となっております。

○鈴木委員

昨年、やはりオープン時ということもありまして、倍増という部分もあったと思うのです。これからが、入館者的には勝負になるかという思いがします。年間パスポートなどについてはどのような状況になっていますか。

○（教育）総合博物館副館長

年間パスポートでございますけれども、現在で言いますと、大人の券と高校生、それから高齢者は半額になるのですが、合わせまして 3,000 近い数になっております。

○鈴木委員

昨年、同じこの場の総務常任委員会の質問の中で、新博物館の今後の方針ということをお聞きしました。1 番目に教育の場としての博物館、2 番目として調査・研究の場としての博物館、3 番目が社会教育施設の核としての博物館、4 番目に観光的活用ができる博物館、そして 5 番目に周辺施設との連携というふうになっておりますけれども、この 1 年間で、大まかで本当に簡略で結構ですので、5 個ある中どういうことをやったか、一つずつでいいです、言ってください。

○（教育）総合博物館主幹

まず、教育の場としての博物館という面では、例えば企画展等、それから連携しました講座、それから特に大きなものとしては、本館を全部貸切り状態にいたしまして科学の祭典という催物を夏と冬に行いました。それから、調査・研究の場としての博物館。これは非常に地味なものになりますが、研究紀要の発行ですとか、それから主要な資料の収集・調査、そういったものを市民ボランティアとともに行いました。3 番目の社会教育施設の核としての博物館という点では、例えば森の自然館のフィールドを使いました冬の講座などを実施いたしました。4 番目の観光的活用をできる博物館ということに関しましては、例えば夏に行いましたクラシックカーフェスティバルといったようなもので、外部団体と連携いたしまして集客力のある事業を実施いたしました。5 番目の周辺施設との連携ということに関しましては、これは春先に行いましたけれども、タクシードライバーやホテルスタッフを対象として、手宮周辺、それから旧手宮線を含めた部分の観光の資産としての講座を実施いたしました。

○鈴木委員

私は、この 1 番目の教育の場、特に小中学校との連携、この部分と 3 番の社会教育施設の核としての博物館、この部分を本当に尊重しているわけでございます。これを今後広げていくために、何か施策というのはございますか。

○（教育）総合博物館主幹

特に教育の場としての博物館というのは、これは先ほど生涯学習の面でお答えいたしましたが、学校教育との関連で、出前講座など、児童・生徒に来ていただいて、博物館を使って博物館の中で授業を展開していただくことを考えております。特に出前講座に関しましては、単に教室に行って 1 時間授業をするというだけではなくて、総合的な学習の時間などに学芸員を使っていただく。最近、新聞などで報道されました豊倉小学校は、その成功した例だと私も思っておりますが、そういうように学芸員が直接子供たちにノウハウを教えていくというような形で、学校の教員にさらに一味つけ加えるような形での活動をしていきたいというふうに考えております。

3 番目の社会教育施設の核としての博物館というのは、今後、さらに特に手宮地区にあります手宮洞窟、旧日本郵船小樽支店、そして現在修復中でございます旧手宮鉄道施設の修復が終わって、完成、公開をまもなく控えておりますので、そういったものを含めて、地域に密着した形での講座、連携したイベントを実施していきたいと考えております。

○鈴木委員

新聞等で博物館のいろいろな催物はよく見ております。そういった意味では、なかなか頑張っておられるという思いがいたします。

最後になりますけれども、新博物館になりまして、旧来と大きく変わったところというのは、どういうところでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

今までの旧博物館、旧科学館時代と大きく変わった点といたしますのは、今申しました特に調査・研究の場としての博物館、それから教育の場としての博物館の場面に、市民ボランティアが積極的に参加をいただいているということでございます。従来は、学芸員が収集してきた資料を学芸員が調査・分析をし、それを市民に見ていただくという形にとどまっていたものが、収集の段階から市民と一緒に行って、例えば私どもと一緒に学びながら市民に還元をしていくという形で、まさに一環とした生涯学習の場として使っていただけるようになってきたというふうに確信しております。

○佐藤委員

◎地域再生計画について

地域再生計画について伺いしたいと思います。

今年の第 1 回定例会の予算特別委員会の中で我が党から、この地域再生計画について質問させていただきました。その内容は、この地域再生計画を申請して認定されたわけですが、その認定期限が今年の 6 月で切れるということです。それに関してはどうするのですかという質問をして、小樽グランプリ推進協議会の方と話をしながら進めていきたいという答弁をいただいたのですが、この期限は 6 月ということですが、その件に関してはどのようなになったのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

地域再生計画の小樽グランプリ構想についてでありますけれども、小樽グランプリ推進協議会からの申出もございまして、本年 5 月に国に対して 2 年間の変更申請を行っております。国からの認定の可否につきましては、まだ市のほうには来ておりません。

○佐藤委員

申請中ということですが、その申請が通らなかった場合は、今後はどのような進み方になるのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

仮に認められなかったという場合でございますけれども、協議会のほうとも相談しまして、市としてできるものは協力していきたいと考えてございます。

○佐藤委員

山田市長がたしか会長のはずでしたので、その辺は十分協力して進めていっていただきたいと、このように思います。

◎道徳教育の充実について

また教育についてなのですが、一般質問の中で井川議員が、道徳教育について質問をしていました。その経緯についてお聞きしたいと思います。

内容は、道徳教育の充実に向けてどのように取り組もうとしているか、実態も含めてということでした。その答弁の中で、昨年度、国における道徳教育指導者養成研修会に参加した教頭を中心に、研究会を開催したということの実績を挙げていただいておりますけれども、この国における研修会に参加した教頭は、何名いたのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

本研修会につきましては、各地域において研修内容を踏まえた研修の講師となる者が対象で、北海道・東北ブロック、関東・甲信越ブロックなど、全国を六つのブロックに分けて実施されております。各都道府県からの参加人数が限定されておまして、北海道は小・中・高等学校合わせて 12 名程度となっており、本市からは昨年度教頭 1 名が参加しております。

○佐藤委員

その教頭が、小樽にその内容を持ち帰って、ほかの教員たちに研修をするというような形なののでしょうか。

○（教育）指導室主幹

この養成研修会につきましては、8 月 20 日から 22 日に行われておまして、11 月 26 日にこの参加した教頭を講師として、市内の小中学校の全教頭を対象として研修会を実施しております。

○佐藤委員

全教頭に研修を行っていただいたということですが、その後、学校ではその教頭を中心に研修が行われているのでしょうか、その辺の確認はどうでしょう。

○（教育）指導室長

この研修会に代表で参加していただいた教頭の感想なのですが、やはりすごく勉強になった、道徳教育にかかわる指導の方法、そういうものの見方が変わった、もっと早く参加していればよかったというような感想をいただいております。教頭会で全体に広めたほかにも、自校に戻って自校の中で独自にその学校で研修会を開いて、一般

の教員に広めています。ただ、全市の学校の教頭、教員が、そういうふうに行っているかといったところまではちょっと把握していないのですが、昨年度、横田議員からの御指摘もありまして、道德教育の充実を最重点課題として取り組んでおりまして、校長会、教頭会でも校内研修会を充実させておりまして、その中で教頭からこの内容について教員にも話されているものと考えております。

○佐藤委員

それで、各学校の道德教育の時間の実態なのですけども、うちの子供はもう高校生になったのですけれども、時間割を昔見たときに、1 週間に 1 時間は道德教育の時間があつたと認識していますけれども、子供の昔の話を聞くと、教員が来て話したのは 2 回か 3 回であって、あとは何をしたのかよく覚えていないということです。うちの子供がでしが悪かったのかもわかりませんが、実態はそうではないかと思います。現在の学校での道德教育の時間の使われ方、これが本当に道德教育に使われているのか、その辺の把握についてはいかがでしょうか。

○（教育）指導室長

道德の時間の実施状況の把握についてですが、これについては、年度当初、指導計画を各学校から出していただいて、その内容に漏れがないか指導室のほうでチェックしております。それから、5 月の学校経営訪問等で実施状況について校長から聞き取っております。また、不十分な場合については指導しております。年度末には、道德の時間の実施時数の状況について調査しております。現段階では、どの学校も年間 35 時間実施することになっているのですけれども、その 35 時間を満たしているということで報告を受けておりますが、委員が御指摘のとおり、指導室のほうにも保護者からの苦情といたしまして、道德の時間が実際にきちんと行われていないのでないか、そういう御意見も寄せられているところであります。

なぜ道德の時間が充実しないかという、その要因の一つに、教員が道德の時間の指導を価値の押しつけではないかととらえて考えているというものがあつまして、それで、そうではなくて、道德の時間が学校教育全体で道德教育を行うのですけれども、そのかなめとして、これを補充、進化、統合していく重要な時間なのだという、道德の時間の本来の意義を十分に認識していないところからくる誤解ではないかと思っているのです。そんなこともありまして、まずは教員の意識を高めていこう、そういうことで中央の研修会に教頭、教員を派遣したり、全道大会に教員に進んで出ていただいたりしながら、教員の意識向上を図ってきたところでございます。

○佐藤委員

小樽ではないとは思いますが、よく聞く話として、子供中心主義ということがよく言われていますけれども、その中で、考えさせるということ、それはいいことだと思います。しかし、これはどうだろうと、みんなで考えてみても、教員が結論を言わないまま終わってしまうということが、道德教育でよくあるという話を本市以外のところで聞いたことがあります。そういうことを考えると、押しつけということではなくて生活の規範として、昔から守るべくして守ってきたこと、それをただ教えるだけということが道德教育の基本ではないと思います。あおぼとプランの中でも、その達成度が低いというのがこの道德教育だという答弁もありましたので、その辺をチェックしながら進めているという話はお聞きしましたが、もう一度、もう一つ踏み込んで、ぜひこの辺を充実させていただきたいと思います。

それと、御答弁の中で「基礎的内容を Q & A の形式でまとめた小冊子を作成して、指導力の向上に資するよう、すべての教職員に配布しております」というお答えもいただきました。教育委員会としては、できることはすべて行っているというふうにもとれるのですけれども、では実際、現場はどうなのだとすることを強く踏み込んでいただいて、その辺をさらにまた話し合ってください、いろいろ協力しながらぜひ、子供にとって道德というものは当然必要なものであると私は認識していますので、進めていただきたいと思います。

それともう一つ、副読本「心のノート」というのを、先日、教育委員会の皆さんに無理を言って取り寄せさせていただきました。その副読本の使われ方、学校ではどのような状況になっているかわかりますか。

○（教育）指導室長

学校の道德教育の取組の現状ですけれども、昨年度、小樽で初めて道德教育研究会が立ち上がりまして、校長 14 名、教頭 10 名、教員 10 名と、合計 34 名の団体なのですが、教員もこの中に入って積極的に授業が行われてきております。例えば一例を紹介しますと、道德教育研究会で公開研究会を開いておりますし、それから北海道の道德教育研究大会に参加して、そのうちの 1 名の校長が、助言者として参加しております。また、後志管内の小学校にも実践発表会がありまして、そこにも参加するなど積極的に道德教育を充実させようとする動きが出てきております。

また昨年、北海道教育委員会の道德教育特別非常勤講師配置事業で、緑小学校がシーガル号というヨットで世界一周をした野村輝之さんという方を招いて、高い目標に向かって希望、勇気を持ってやり抜くという、そういう価値についてお話を伺っております。これについても、北海道教育委員会の道德教育推進事業を受けたのも、去年が初めてなのです。それで、緑小学校の 5、6 年生、それから教員も全部参加してお話を聞いている状況です。それから、小樽市教育研究会の道德部会でも、一般の教員が道德の授業をやって公開しておりますし、それから、参観日などでも、そのほかの教員も道德の授業を積極的に公開していこうという、そういう動きが広がってきております。

ただ、まだ不十分なところもありますし、例えば全日中という全日本中学校校長会があるのですが、その中でアンケートをした結果、中学校で道德の時間に教えるべき項目、すべて教えている学校は、日本でも 57 パーセントしかない。これは、全国・全道的に見ても大きな課題であるし、特に本市においては大変大きな課題であると捉えておりまして、何とか改善を目指して取り組んでいきたいと思っています。

あと続いて、心のノートの活用状況についてですけれども、平成 19 年度の教育活動状況調査で、活用したと回答しているのは、小樽市内の小中学校合わせて 19 校です。一部の学年や学級で活用したと回答したのは 22 校となっています。その内訳として、道德の時間を中心に活用したのは 25 校、朝の会や学級活動などで活用したのは 12 校、家庭との連携を図って活用したのが 15 校となっております。

○佐藤委員

私が思うには、せっかくすばらしい副読本があるわけですから、それを全学校で活用していただけるように、これからもお願いしたいと思います。もう一つ道德教育で必要なのが、教育長からも家庭や地域にも協力してもらわなければならないという答弁をいただいております。これは私の認識ですが、ほぼ 60 年、まともな道德教育を受けていないというのが、今の親だと私は認識しております。その親にマナー等のアピールをしても、なかなか理解できない部分が多いのではないかと思います。そういう意味では、子供と同じように、ある意味、また違った道德教育が必要ではないかと思うのですが、親、地域に関しての周知、また PR に関してはどのような形でこれから行っていくのか、そういうようなことがもしあればお話をいただきたいと思っています。

○教育長

実は、学校でやる道德教育というのは誤解を受けることが多くて、先ほど室長のほうから、価値観の押しつけで教員に理解を得ていないのではないかという話もありましたが、実は、何々をしてはだめ、いじめたらだめとか、インフルエンザにかかったときにマスクをしろというのは、それは道德ではないのです。それは特別活動の中の学級指導といって、学級活動の中で何々をしたらだめという禁止事項、絶対人間として、してはいけないことを特別活動で教えるのです。道德というのは、実はだめ、いいではなくて、そのときに子供が、小学校 1 年生から中学校 3 年生まで、どういうふうに判断するかという、バラエティに富んだいろいろな人間によって違う判断をさせて、最終的に自分が心の奥底から、それが正しい、正しくないというのを判断して、そしていろいろな人にそれをアピールしていったり、いろいろな人の話を聞くというのが道德の授業なのです。それからもう一つホームルームは、いろいろ自分の思いを言って、手を挙げて最終的には多数決で、それをクラス全員でそれに沿ってやっていき

ましようというもののなのです。

今、委員が御指摘されましたように、家庭や地域は道德の時間も特別活動もホームルームもないわけですから、基本的な生活習慣など、あるべき姿をきちんとやってもらう、そういう姿が私は必要でないかと思います。ですから、例えば家庭では「早寝早起き朝ごはん」ですとか健康管理などの生活習慣を、地域においては、交通安全でも何でも、これは当然危険だから気をつけなさいという姿で、子供たちの大事な命を見守るとか、そういう視点から全部あわせて道德教育というくくりで考えていかなければだめではないかと思います。

再度言いますが、きちんと言うところは言う、それは本来の学校教育で行われている道德でなくて、当然しつけとして地域でやっていただきたい。学校は学校でいろいろとやっていく、それがあわさって道德教育が充実するものと考えています。

○佐藤委員

今、教育長から御答弁をいただいたことはもっともの話ですけれども、ただ、地域にも親にもアピールをしていかなければならないというお答えですので、そのアピールをどのような形でしていくのかというのが今の質問の趣旨ですので、今の御答弁の内容はわかりますけれども、ただでさえその早寝早起きということができていないというのが家庭の現状ですので、そこへのアピールはどのようにされるのですか。

○（教育）指導室長

基本的生活習慣、学習習慣については、学力・学習状況調査の対策も含めまして、学力向上の対策も兼ねまして、4月段階で全家庭にパンフレットを配布して、啓発をしているところでございます。また、この後7月には、学校の安全・安心に関する取組ということで、家庭、地域、学校が一体となって子供たちのいじめ問題もそうですし不登校もそうですし、地域の登下校のこともそうですし、すべての安全・安心を含めました取組を展開する予定でございます。また、昨年11月にいじめ問題で家庭、地域、学校で取り組んでいただいたこともありますので、11月にもまた、そのようなことで家庭、地域にお願いしていきたいと考えています。そのときに、あわせて基本的生活習慣とか、しつけの問題についてもお願いしていきたいと考えております。

○佐藤委員

ぜひその辺を着実に強力に進めていっていただきたいと、そのように思います。

◎学校支援地域本部事業について

今、家庭や地域社会が子供の学習環境にとっては大変重要という話をして、御答弁をいただきましたけれども、次の質問項目の中の学校支援地域本部事業というのが、文部科学省の予算がついて、地方の教育委員会でも地域支援室からのお知らせが来ていると思いますけれども、この事業について御説明をいただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

御質問のありました学校支援地域本部事業でございますが、文部科学省のほうで、これから3か年限定の委託事業ということで、今年度から始まる事業でございます。先ほどおっしゃられたように、北海道教育委員会のほうでは、この事業につきまして窓口を学校教育局地域支援室に置きまして、そちらのほうで事業を進めているところで

す。

この事業といいますのは、「学校の教育活動に地域住民の知識・技能を活用する機会を提供することを通して、教員の負担を軽減するとともに学校教育の充実、地域の連帯感の育成を図るほか、学習成果の学校教育活動への活用を通じた地域住民のさらなる学習意欲の向上等を図るもの」とされています。具体的に言いますと、「部活動の指導であるとか学校環境の整備、登下校中の見守り活動など、地域住民の積極的なボランティア活動を通して、学校の支援を行うこと」ということでございます。

○佐藤委員

先ほど文部科学省の予算がついたということなのですから、そこで、例えばついた予算はどういうことに使

われるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

3か年の委託事業ということですので、市町村に実行委員会を置き、そこが道から事業の再委託を受けるということで行います。ついた予算をどのような形で使うかということでございますけれども、まず実行委員会を置きまして、小学校区1本部ということで本部を設置します。その中で、地域コーディネーターを有償ボランティアということで雇用することができます。このコーディネーターに対する報償、費用を払うことができます。あと、実際にボランティアを行う学校支援ボランティアについては、無償ということになってございます。そのほかの費用については、このボランティア活動を行う際に必要な消耗品等に使うことができることになっています。

○佐藤委員

それで、全国の市町村約 1,800 か所を予定しているということも出ていたのですが、小樽市においては、この事業に関してはどのようなお考えでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

小樽市においては、あおぼとプランにおきまして、地域人材の活用ということで、学校支援ボランティアの積極的な活用ということをやっております。それに基づいて各学校のニーズやその地域の特性に応じたさまざまな形でボランティアの育成を進めているところです。

また、生涯学習課のほうで、土曜日の午前中に地域子ども教室で、地域の皆さんのボランティア活動を得ながら活動をしているところでございます。その中で、今まで地道に積み上げてきた地域人材の活用の中に、こういう本部事業ということをつくるのがどうなのか、そのあたりをこれから検討していかなければならないというふうに考えております。

○佐藤委員

学校のボランティアに関しては、土曜日の午前中に子供たちを見守り、指導にあたるボランティアというのが、かつては有償でやっていたけれども、予算の関係でボランティアをお願いしたところ、ある小学校では施設を施設する方がいなくて困る、また、その面倒を見てくれる人がいなくて困るという話を聞きました。また、学校評議員、そういうのも小樽市では取り組まれていますけれども、ここもなかなか十分に機能しているところとしていないところがある。まして、あるPTA会長に聞きますと、その地区で民生児童委員の方がいるのか、だれなのか、又は保護司の方がいるのかいないのかということもなかなかわからないという方も多くて、そういう意味では、地域のボランティアはたくさんいるのだけれども、縦割りでそれぞれの連絡がないということを考えると、かえってこういう本部組織を立ち上げて、名称はどのような形にするにしても、人材をある程度集めて地域を見守っていく、応援していくということが、反対に効果的ではないかと、そのように思いますけれども、そのことに関してはいかがでしょうか。

○教育部長

今、御指摘のような目的で、この学校支援地域本部というものが、一つの事業として立ち上がったのだらうというふうには思っています。ただ一方では、この地域コーディネーターの業務として、学校の中での学習支援とか部活とか、登下校中の安全確保とか、そういったものが例示で挙げられておりますが御承知のとおり、今、地域のふれあいサポーターの会とか町会とか、あるいはPTAの方々とか、いろいろな形で今申し上げていた幾つかの例示した活動が実行されています。これらの方々はそのそれぞれの持っている特徴や個性を生かし、いろいろな活動にかかわっているという思いもあります。もう一方で、そうした活動というものを地域本部というような一つの固まりにしてしまっただけで運営していくということ自体がどうなのかということも、また一つの課題としてあるのではないかと、うふうに思っているわけなのです。御承知のとおり、各学校で、それぞれの学科はもちろんですけれども、総合的学習の時間などにも外部の方やボランティアの方から指導を受けるというのは、もう既に 41 校すべての学校で取り

組んでいるという実績がありますので、一本にまとめていくということが、果たしてこれから地域でのいろいろな教育活動を広げていく上で有効なのかどうなのかという、そういったことも含めてやはり検討していかなければならないというふうには考えております。

○佐藤委員

今、御存じのように、この事業は各学校それぞれでなくても、中学校区を中心として本部事業を立ち上げられるということになっております。そういうふうに考えると、なおさら小学校から中学校までの子供たちを、地域で見守っていくということにもなります。まして、これは平成 20 年度はまだ募集していないということですが、21 年度新規募集は可能ということになっております。まして、3 年間の期限付というお話ですが、事業の実施状況等を踏まえつつ、交付税措置化や補助金化も含めて検討したいと考えているということも一部ではありますので、その辺を上手に利用していただきながら、3 年間でお金がなくなるから終わってしまうので、できないではなくて、その継続させる方法はまだあるわけですから、それは取り組まない理由にはならないということですから、どうぞ前向きな検討をしていただくということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○教育部長

3 年間でお金がなくなる、どうするのだというふうに考えて、していないということではないのです。先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、既にいろいろな形で地域の方々に御協力いただいているという現状があって、今度こういう制度ができたから、あなた方一本にならないかいというのを持っていくことが、果たしてよいのかどうかという、その辺からやはり考えていかななくてはならないだろうということでお答えしたつもりでして、手を出さないとかそういう意味ではないことだけは、御理解をいただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 22 分

再開 午後 3 時 40 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○高橋委員

それでは最初に、報告事項にかかわって何点かお聞きをしたいと思います。

◎石狩湾新港の財産処分について

初めに、石狩湾新港の関係ですけれども、資料をいただきました。この財産処分ですけれども、売却価格は平方メートル単価 4 万 5,055 円というふうになっているわけですが、この金額に至った経緯、なぜこの金額になったのかお聞きします。

○（総務）企画政策室林主幹

今回の売却に伴いましての価格の算出方法でございますけれども、中央地区、中央ふ頭全体にかかった工事費、利息など経費すべてから、既に売却している部分の価格を差し引いて、残った面積で割り返して単価を算出してございます。

○高橋委員

これは、北ガスも当然納得して売却という形になっていると思いますが、基本的によくわからないので質問する

のですが、この地図がありますけれども、これはどこの地域でもそういう単価の出し方ということで良いのでしょうか。場所によって違うということはあるですか。

○（総務）企画政策室林主幹

ここに示された図でいきますと、黒塗りの部分は石狩湾新港管理組合の分譲地でございます。その下の工業団地につきましては、石狩開発の分譲地として、ここにつきましては、大体 1 平方メートル当たり 1 万 2,000 円から 1 万 5,000 円となっております。

○高橋委員

認識不足でした、わかりました。それからもう一点、資料 2 の 2 に、この補正額の内訳が書いてありますけれども、先ほど説明がなかったものですから、簡単に結構です。この内容と、それからこの臨海債について、簡単に説明をお願いします。

○（総務）企画政策室林主幹

まず、臨海債でございますけれども、埋立事業を始めたときに借り入れている起債でございます、償還方法としましては 10 年の満期一括償還となっております。

あと、補正の内訳というお話でしたが、資料 2 の 2 をごらんいただきたいと思います。

まず歳入でございますけれども、今回の売却収入全体で 44 億 9,882 万 5,000 円でございます。この内訳としましては、今回売却予定の土地の代金分、①というふうに示してございますけれども、43 億 4,972 万 7,000 円、それと②の埋立関連収入、これにつきましては、しゅんせつ負担金といいまして、1 億 4,909 万 8,000 円、これも北ガスからいただく分で、その分をも補正で増額してございます。この分が収入の分でございます。

次に、番号はございませんけれども、②の下に組合債の埋立事業債、元利金債、23 億 3,800 万円、これを減額してございます。これにつきましては、当初予算では売却できると想定しないで予算を作成しておりましたので、歳出部分の③の臨海債の元金償還 22 億 7,200 万円と番号はございませんけれども、その下の利子の臨海債 6,625 万円のうちの 6,600 万円を合わせた 23 億 3,800 万円、この歳出の財源を今回の売却収入で賄うこととなりますので、当初起債で借りがえようとしていた組合債の埋立事業債、元利金債 23 億 3,800 万円を減額しております。

次に歳出に移りますけれども、補正額で④臨海債の繰上償還分でございますけれども、こちらにつきましては、平成 11 年度から 17 年度までに借りた分の繰上償還分、今回の売却に伴いまして、臨海債すべてを償還することになっていきますので、そのために必要な補正をしてございます。

それと、その下の⑤元利金債の繰上償還分 9 億 8,719 万円、これにつきましても、今回の収入によりまして、当初予定している以外で一部償還できるようになりましたので、増額してございます。次に、番号がございませんけれども、その下の利子、臨海債、当初の支払予定利息から、繰上償還するまでの最終的な利息である 2,388 万 5,000 円を残して、4,236 万 5,000 円が繰上償還をすることにより、利息を払う必要がなくなりましたので減額補正してございます。

○高橋委員

要するに借金に充てたという、簡単に考えればそれでよろしいのでしょうか。それで、これにかかわって全体の借金と、今回返済をして残った分の率を教えてください。

○（総務）企画政策室林主幹

今回の中央地区埋立事業にかかわる起債ですけれども、平成 19 年度末で 79 億 3,200 万円ございました。今回、売却されることに伴いまして 44 億 7,600 万円の繰上償還をしまして、20 年度末で 34 億 5,600 万円の残債の見込みとなっております。あと、利息といいますか、金利につきましては、利率。

○高橋委員

いやいや、金利ではなくて、残った率でいいです。その全体に対する何パーセント残ったのかというのを。

○（総務）企画政策室林主幹

率はちょっと計算していないのですけども。

○高橋委員

わかりました。いいです。

あともう一点、先ほども議論されていましたが、北ガスとの関係で、新しいエネルギー事業がここにできるということでしたけれども、石狩湾新港の小樽市域にとって、どういう良い影響が今後考えられるのかということを知りたいと思います。

○総務部副参事

先ほども話しましたが、母体負担金という意味では直接減額に結びつくものではなく、それと中央ふ頭は石狩市域なものですから、将来的な固定資産税とか都市計画税というもの、これまた小樽市とは関係のない話ということになっております。ただ、LNGという非常に環境に優しい、こういうエネルギー源をこの地区に持つということは、港だけではなくてその背後地域も含めた地域全体のポテンシャルというのは非常に高まってくると思われます。これから水素を利用したいろいろな産業というものも将来期待されていますし、蓄電池の関係であるとか、あるいは冷熱を利用した冷凍・冷蔵倉庫の関係とか、いろいろな幅広い分野でLNGに伴う効果というのは出てくると思っております。当然ながら、小樽市域側も一つのエネルギーという大きな武器を持つということになって、そういったものを一つのきっかけにして、新たな企業誘致の戦略上、非常に有利な要素といいますか、宣伝材料となり、企業誘致を活性化させるポテンシャルというか、夢というのが大きく膨らんでくるというふうには考えております。

○高橋委員

◎あおばとプランの成果のまとめについて

次に、あおばとプランの次の計画ということですけども、今のあおばとプランはどのような成果があったかということを知りたい時期はいつごろになるのか、どういう内容でそれをやっていくのか、その点を教えてください。

○（教育）指導室長

現行のあおばとプランの成果のまとめについてですけども、これについては、当初から学期ごとに各学校から取組状況について報告をもらい、その状況について把握をしてきているところです。平成 18 年度、19 年度の実施のまとめということで、指導室のほうでその成果と課題についてまとめております。20 年度についても、同様に学期ごとに各学校から報告をもらい、そして年度末には現行のあおばとプランの成果と課題ということで、まとめ、また、次の計画へもつなげていくような取組をしていきたいと考えています。

○高橋委員

先ほども次の計画につなげていくという話がありましたが、ではどういうふうにするのかあおばとプランの結果を踏襲していくのかというのがよくわかりません。その辺を教えてください。

○（教育）指導室長

現行のあおばとプランの達成状況は現在で 87 パーセント程度までいっている状況でございます。現在、現行のあおばとプランをつくったときの答申、これに基づいて現行のあおばとプランが作成されているわけなのですが、あくまでも新しい計画についてもこの答申の延長線上にあるだろうということで、さらに補強する意味で、教育関係団体 18 団体には、今後の小樽市の教育について、また現行のあおばとプランの課題も踏まえながら御意見を伺っているところでございます。そういう中で、現行で足りないところはどこなのか、よさはどこなのか、そういうことも出てくると思いますので、それを新しい計画に生かしていきたいと考えております。

○高橋委員

◎オタモイ共同調理場の業務委託先選定について

オタモイ共同調理場の関係ですが、先ほどの説明によりますと、株式会社日総が第 1 次審査、それから第 2 次審査も 1 位だったというお話でした。どういう内容でここが 1 位だったのか、なぜこの会社に決まったのか、もう少し詳しく中身を教えてください。

○（教育）学校給食課長

選定の経過等でございますけれども、第 1 次審査、第 2 次審査ということで実施をいたしました。第 1 次審査につきましては、先ほど 5 分野 18 項目ということで報告を申し上げましたけれども、5 分野と申しますのは給食の運営、衛生管理、業務体制、経営実績、適正運営の五つでございます。

それぞれの分野で、例えば給食運営でありますと、運営の理念、運営方針、委託した後の協議に関してなどの 3 点、衛生管理の分野では、衛生管理に対する考え方、異物混入及び食中毒の防止策、従業員の研修・育成、衛生検査体制の 4 点。業務の体制という分野につきましては、作業工程及び作業動線の作成能力、業務の実施体制、集団給食及び大量調理の受託実績、人材確保策及び防犯体制という面からの 4 点。経営実績という分野で申しますと、企業概要、経営理念及び経営状態、法令違反及び営業に関する行政処分の有無、損害賠償の対応という 4 点。それから、適正運営という分野につきましては、見積価格の適正さ、効率的な施設管理、業務の実施準備の考え方の 3 点、計 18 項目につきまして、それぞれの項目ごとに採点をいたしました。選定委員会の構成は全部で 12 名でございますけれども、委員 1 人当たり 100 点の配点といたしまして評価点をつけていただきました。

それで、第 1 次審査につきましては、委員 12 名全員出席でしたので、満点としては 1,200 点ということでございました。そういったことで評価をし、その点数の結果として、先ほど申し上げましたように、この株式会社日総という会社が第 1 次審査では 1 位でございました。

それから、続く第 2 次審査でございますけれども、評価の課題としては、作業工程表及び作業動線図ということで、日々の調理体制の基本でございますので、そういった点が 1 点と、それから、もう 1 点は共同調理場の運営に関してということでございます。これにつきましては、それぞれ委員 1 人当たりの配点を、課題ごとに 5 点としまして、1 人当たりについては 10 点で、この第 2 次審査の出席委員数は 11 名でしたので、110 点満点ということで採点をしてもらいました。その結果、第 1 次審査と同様に株式会社日総が 1 位という結果になりました。それから、今申し上げました第 2 次審査の二つの課題でございますけれども、評価の視点としましては、最初に申し上げました作業工程表や作業動線図の関係で言いますと、その作成に関する目的、その作成に伴う合理的な業務、人員の適正配置、業務の実施の確実性、衛生管理に対する周知と理解、そういう視点でこの評価をいたしました。それから、もう一点の共同調理場の運営については、運営の具体的な企業としての考え方、組織性の維持であるとか業務の履行、それから業務の質的な向上方策、それから衛生管理の方策、それから委託者との連携、そのような視点で評価をした内容でございます。

○高橋委員

今の内容についての情報は公開されるのでしょうか。こういう結果でこういうふうになったのでこの業者になったという、そういう内容については公開する予定ですか。

○（教育）学校給食課長

今申し上げました内容につきましては、後ほど報告をさせていただきたいと思います。

○高橋委員

報告ということは市民に公開しますということでいいですか。

○教育部川田次長

これは、今お話ししたように 3 社の応募があって、それぞれの報告で選定委員などが評価したということで、1

位の日総というのは、公表をしておりますけれども、ただ、あとの 2 社の点数が、それぞれ出ることにもなりますので、それについてはちょっと私どものほうとしても、それが出ることによっていろいろ影響が出てくるというふうに思っておりますので、公表というのは、ちょっと考えてはございません。

もう一つ、給食を受けている学校の保護者につきましては、株式会社日総に決まったということについては連絡をいたします。

○高橋委員

◎議案第 12 号工事請負変更契約について

議案第 12 号工事請負変更契約についてですけれども、以前いただきました資料の中で、契約金額が倍以上になっているということです。それで、それぞれ 2,000 万円以上の 3 工事についての主な内容、どういうものがどういうふうが増えて金額が増えたのかということを教えてください。

○（教育）生涯学習課長

工事の内容の変更の部分になりますけれども、主なものとしては、構造補強工事、それかられんが工事、仮設工事などが大きく変わっております。現場で言いますと構造補強工事につきましては、耐力度調査をしたところ耐力度がゼロということで、れんがの壁を支える鉄骨の数を増やす、またその場所を多くするというで高くなったというふうに聞いています。それから、構造補強にかかわってなのですけれども、地盤改良ということで、先ほど申し上げたように、地盤が砂地であるため、基礎をその上に置いても全然きかないということで、非常に特殊な工法なのですが、100 か所程度にセメントミルク状の基礎を打ちまして、その上に鉄骨を組んで構造補強工事をするという形になってございます。

金額についてですが、構造補強工事、変更前 1,400 万円が変更後 4,800 万円、3,400 万円の増額、れんが工事につきましては、変更前 1,500 万円が 4,500 万円、3,000 万円の増額、あと仮設工事につきましては、2 年間の工事期間が 4 年間に延長されるということになりますので、足場等の仮設の期間も延びることでの増額になりますが、これが当初 1,500 万円だったものが 4,100 万円に増えまして、2,600 万円の増額ということになってございます。これらが主な内容です。

○高橋委員

そのれんが工事ですが、前の金額から比べると 3 倍になったということですが、このれんが工事については、特殊な工事なのか、量が端的に増えたのか、その内容をちょっと教えてください。

○（教育）生涯学習課長

れんが工事につきましては、なるべく建設当時に使っていたれんがを残すということで、外したれんがの中で使えるものは使うということでやっております。そういうような工事でございます。またもう一つ、れんがの中でいわゆる機関車庫の入り口の上部にアーチ状に積み上げられているのですが、そのあたりをもう一度形を変えて積み直すということで、金額が増えているというふうに聞いております。

○高橋委員

◎総合博物館について

総合博物館について、この 1 年間の企画展示に大変力を入れてこられたというふうに聞いております。また、私の周りでも、大変力が入っているという御意見をいただきました。その企画展示のどこをどういうふうに具体的に強く推し進めてきたかという、その内容について教えていただきたいと思います。

○（教育）総合博物館主幹

総合博物館の企画展、展示室を使いました展示について説明をさせていただきます。

総合博物館の企画展示室は、従来常設の企画展示室を持たなかった旧博物館に比べて、常設で常に企画を展覧できるという点で非常にすぐれたものをつくってみました。それで具体的には、開館から秋 10 月までは博物館の名品

展ということで、博物館が所蔵しています 10 万点の資料の中から、従来あまり公開できなくて、なおかつ非常に貴重なものを中心に公開をさせていただきました。それから、11 月から翌年の今年の 1 月末までは、「誠忠義士傳」、当館の持っているコレクションの中でも特に貴重な、赤穂浪士四十七士に関する浮世絵のフルセットなのですが、フルセットの初めての全国的な公開ということで、それを中心に展示を行いました。また、その後は、今度は一転して小樽に特定をしまして、「明治小樽徒然」ということで、明治から大正にかけて稲穂小学校の校長をされた方の日誌をガイドブックとして、明治の小樽の風景を写真と地図でたどるという展示を行いました。またその後、4 月に入りましては、今度は植物の展示でございますが、「花の山 塩谷丸山の自然展」という展示を 1 か月行った後、現在は「蜃気楼の神秘を探る」という展示を行っております。また、ドームシアターを使いましては、特別投影で 1 年間の特別展という形で、「銀河鉄道の夜」という、これはコンピュータグラフィックの作品ですが、その投影を続けております。

○高橋委員

もう一つ、プラネタリウムが非常にすばらしいと聞いておりましたので、その辺の内容も含めて説明していただきたいと思います。

○（教育）総合博物館副館長

プラネタリウムでございますけれども、旧青少年科学技術館、そちらのほうにあったものとは今全く違ったシステムのプラネタリウムが入っております。いわゆるデジタルプラネタリウムと呼んでおりまして、パソコンの映像がドームに映し出されているシステムです。これによって星空の再現をしていくのですが、それに伴いまして、別の投影によりまして映像投影ができるというシステムです。そこで今も話にありました特別投影ということで、「銀河鉄道の夜」というドームに合わせたような映像で、お楽しみいただいているという状況でございます。

この利用人数等でございますけれども、平成 18 年度の科学館のときと比べますと、おおむね倍の人数。18 年度ですと 7,000 人ほどの利用だったのですが、この 5 月末までで 1 万 5,000 人を超える利用者がございました。

○高橋委員

わかりました。あと、これは要望という形になるかと思うのですが、私もそう思っておりますし、私の周りからも意見が出ました。また、観光客の方からも同様の御意見が出たのですが、せっかく小樽は歴史を売っているのに、小樽の歴史に関する展示が非常に少ない、若しくはわかりやすいような展示がないというお話がありました。私も以前から非常に危ぐをしていたのですが、この点について、ぜひ企画展でできるかどうかはわかりませんが、総合的に含めて、もう一度見直しとは言いませんけれども、いろいろ検討していただきたいというふうに思うわけですが、この点についてはいかがですか。

○（教育）総合博物館長

今回の総合博物館、企画展示室を設けたということは、主幹が話しましたように大きな特徴になっております。常設展示の中では、展示スペース等も限られておりますので、なかなかその歴史展示ブースを常設化するというのは非常に難しい状況がございまして、そこで企画展示室の中で、従前から博物館が持っていたさまざまな歴史資料、公開する機会をなかなか得ることができなかったような歴史資料を、企画展示室を大いに活用しながら小樽の歴史を紹介できる展示、そういうものをこれから先、一層努めてまいりたいというふうに思っております。

○高橋委員

ぜひ、よろしくお願いします。それでは質問を変えます。

◎地域情報化計画について

地域情報化計画についてです。まず、この地域情報化計画の計画期間についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室林主幹

小樽市地域情報化計画につきましては、平成 15 年 3 月に策定し、ほぼ 5 年間ということで 20 年の 3 月までとい

う期間となっております。

○高橋委員

行政の情報化の具体的な施策というのが何点か載っております。成果として、どういうふうに計画が進んできたかということを押さえていると思うのですが、大まかな内容で結構です。具体的な施策について成果を教えてくださいたいと思います。

○（総務）企画政策室林主幹

施策の成果ということでございますけれども、分類的には、大分類で2、中分類で9、小分類で33、細目で55の振り分けをしております。成果としましては、今、集計を精査中でございますけれども、細目につきまして、55細目のうち4細目について重複してございますので、実際51項目で答弁したいと思いますけれども、51項目中未実施が3、実施後中止が1で、あとは実施又は一部実施という形となっております。

○高橋委員

この成果に当たって、どういう課題が残ったのか、それについて教えてくださいたいと思います。

○（総務）企画政策室林主幹

未実施項目につきまして、具体的には電子会議室、電子掲示板、それは未実施となっております。これにつきましては、いろいろありますけれども、ひぼう中傷の関係などで、なかなか市で管理するのは難しいというふうに考えてございまして、実施に至ってございません。あと、庁内的に又は市民が活用できるGISの導入という項目がございますけれども、これも現在、建設部のほうで導入しているGISと水道局のほうで今構築を進めているGISがございますけれども、全庁的にとなりますと、多大な費用がかかるということで、実施に至っていないような状況となっております。

○高橋委員

気になる点をお聞きしたいと思うのですが、以前も指摘をさせていただきましたように、情報格差についてはなかなか取組が進まなかったというふうに思っております。この点についてはいかがでしょう。

○（総務）企画政策室林主幹

情報格差については、実際総合計画のアンケートをとったときのパソコンの普及率という話であれば、市内で30パーセント程度ということで、なかなか全国的に聞くような数字よりは低いというふうに考えてございます。情報格差ということで、実際問題、市内でブロードバンド化、光ファイバーとかADSLの関係は、既に全市域網羅されているような形になっていきますので、そのような格差は、今、小樽市ではないというふうに認識しております。

○高橋委員

質問の仕方がちょっと悪かったと思うのですが、ハード的には問題ないというふうに思います。それで、市民の方が、パソコンを持っていない人でも、例えば図書館やコミュニティセンターとか、そういうところで触れる機会を多くするという、そういう内容の施策がありました。この点については、私はあまり進んでいなかったという認識を持っているわけです。それで、予算がかかるというふうに思っていたのですが、なぜあまり進まなかったのか、この点について教えてくださいたいと思います。

○（総務）企画政策室林主幹

今年の3月まで図書館のほうに1台設置してございましたけれども、利用率が低かったのと、いたずらというわけではないのでしょうかけれども、機械が途中でハングアップしてしまう、そして使えない状態になってしまっただけで復旧できないようなこともございましたので、現在、公共施設での端末設置は見合わせている状況でございます。

○高橋委員

どこの市だか忘れましたが、視察に行ったとき、図書館とかコミュニティセンターとか一緒にいる建物を見たことがありますけれども、情報館みたいな形になっていたり情報スペースみたくなっていたり、非常に

工夫をして何台もパソコンを置いて、だれもが好きなように見られるような、若しくは操作できるような、そういう環境づくりを一生懸命やっておりました。そういう面では、小樽市は力の入れ方があまりにも少なかったのではないかというふうには私は思っているのですが、その点はいかがでしょう。

○（総務）企画政策室林主幹

図書館で当初利用実験をさせていただいた関係がございますけれども、利用が少ないというのもありますけれども、財政的に各施設に、光ファイバーを張って利用してもらうというのは、経費もかかることでございますので、ちょっと今の状態では難しいというふうに考えてございます。

○高橋委員

非常に後ろ向きな話ですけども、当初から計画があったわけですから、その辺の力の入れ方があったのではないかというふうに思っているわけです。計画自体がもういったん終了しましたから、今後の課題ということになるかと思います。それで、この地域情報化計画はいったん平成 19 年度で終わったわけですけども、では今後どうするのかということが非常に問題になってくるわけですが、この点について今後の考え方と次の計画はどのようにするのか、お聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室林主幹

現在、計画の方針につきましては、今、事務レベルで内容を検討しているような状況でございますけれども、実際の情報化には小樽市のように財政運営が苦しい中、おのおのをどのような形で策定していくかという問題、課題が今出ておまして、今後、事務レベルで整理した後、どのような情報化を図っていくかということを庁内の検討会議で検討して、計画の策定について考えてまいりたいと思っております。

○高橋委員

計画年度が終わるに当たって、そういう検討は全然されてこなかったのですか。

○（総務）企画政策室長

私が 4 月に来たときに、引継ぎで、平成 20 年度から情報化計画をつくるようにということで、情報化計画を眺めてみたのですが、普通、計画というと大体国が理念を掲げて、それから北海道と市町村というふうにだんだん具体的にになってくるものなのですが、情報化に関しては全く逆のパターンになっておまして、13 年の IT 基本法の施行と同時に国の e-Japan 計画というのができまして、それから、ほぼ同時に北海道の高度情報化計画、これはかなり具体的に書いておまして、その 2 年後の 15 年に小樽の情報化計画というものができて、見た感じはやはり IT を推進するとかパソコンを普及するとかという理念のみになって、やはり国の計画の具体的なものはなかったのです。その 15 年の 1 年後に、今度は u-Japan 政策というものが国でできまして、それから 2 年後の 18 年にまた u-Japan 推進計画 2006 という計画ができております。その計画というのが、まさにもう情報化というのは済んでしまいましたというような計画になっておまして、今度、課題解決に ICT を利用しましょう、それから、ブロードバンドというよりも、今度はユビキタス社会、ユビキタスネットのほうに移行しようという、全く観点が変わった計画でして、北海道の計画も、それにもう対応できなくなって、具体的なものをなくして、ある程度理念に抑えているという状況です。

その中で、また小樽市がつくった計画が、パソコンの普及率とかそういうことを書いていたのではちょっと寂しいということで、今ちょうど検討しているところなのです。それで、つくらないということは考えておりませんで、どういうふうにしたら一番実効性があるか。実際に、2005 年になると全国のインターネット普及率というのが 87 パーセントぐらいで、2005 年の社会、企業全体だと 97 パーセント台だったのです。全体でも 93 から 94 パーセント台の普及率に対して、小樽市は総合計画をつくるときのアンケートでは、37 パーセントぐらいの普及率です。そうすると、あまりにも格差が大きいということで、それをどういうふうに埋めるかという計画を検討してみようかと今考えている最中なので、もう少し猶予をいただきたいと思います。

○高橋委員

わかりました。やはり実効性のある計画を、今言われたように、絵にかいたもちをいくらつくっても実効性がないので、ぜひお願いをしたいと思います。

先ほど主幹が言っていました G I S について若干伺いたいと思いますが、以前全庁的にこれを進めていきたいというお話がありましたけれども、この件に関する全庁的な会議などについては、昨年度どういうふうにかかれたのか、その内容と回数をお知らせください。

○（総務）企画政策室林主幹

G I S の検討会議については、検討中でございますけれども、ここ 2 年ほど全庁的には開かれてはいないと思います。

○高橋委員

今後、どのように考えていますか。これはもう予算がないからほうっておくという、そういう感じですか。それとも、できるものを進めていくという形なのか、その辺の方向性、それをはっきり示していただきたいと思います。

○（総務）企画政策室林主幹

申しわけありませんけれども、G I S の関係は、先ほどの室長の答弁にもありましたけれども、今後の情報化計画の中でどうなるかわかりませんが、一緒に検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員

うまく逃げられたような気がするけれども。いずれにしても、どこの市か忘れちゃったけれども、その市はすごく進んでいまして、市民が必要な図面のデータをダウンロードできるところまで進んでいるという市がありました。そこまでいくかどうかはわかりませんが、いずれにしても最終的には、市民が利用できてなおかつ利便性の良いものをつくるというのが目的というふうに思っていますので、ぜひこれを情報化計画の中で大きく位置づけてもらいたいというふうに思いますが、室長、いかがですか。

○（総務）企画政策室長

G I S の関係なのですが、L G W A N という国主導の計画がありまして、その中で H A R P 構想というのが基盤をつくっておりまして、その基盤の上にのせられるかどうかというのは、ちょっと今、北海道のほうで検討中ですから、もう少し見据えなければならぬと思っていますので、先ほど主幹が言ったように、全体として計画を検討してまいりますので、御理解願いたいと思います。

○高橋委員

今、L G W A N の話が出ましたので、これについてはどのように使われているのか、お聞きをしたいと思います。前もあまり使われていなかったようですが、もう切ってしまったのですか。

（「もうやってない」と呼ぶ者あり）

もうやってないですね。

（「ええ、L G のドメインはついています」と呼ぶ者あり）

質問はやめます。この件について終わります。

この問題の際に、もう一度室長にお聞きしたいのですが、その G I S も含めての計画を、ではいつごろまでにどういうふう考えていくかという、ある程度の目途をお知らせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室長

目途ということなのですが、先ほど申し上げたように、具体的なものは国でほぼ出そろっている状況なものですから、それを地域にどういうふう当てはめていくかという検討が必要かと思います。実際に個人的な意見ですが、あれだけ具体的なことを書かれたら、ほぼ網羅されているのかと思います。そしてもう一つは、民間企業が、例えば N T T のブロードバンドがもう市内全部に行き渡っていますので、パソコンの普及というのは個人的なものにな

ってしまっているという気もしております。どういうふうに個人に普及するかというのは、やはり公共施設にどのようにパソコンを置くかということであり、国の計画はユビキタスですから、いつでもどこでもさわれる状態ということですので、これに合わせるのは、ちょっと財政面を考えると難しいと思います。計画については実態的に考えると大体今年度いっぱいかかると踏んでおります。

○高橋委員

個人レベルのお話はいいのですが、行政としてどういうふうに取り組んでいくのか、システムを構築していくのかということが大事であって、ですから、そういう面も具体的にもう少しわかりやすいように、私は進めていただきたいと思います。

最終目的として私が考えているのは、やはりワンストップサービスであり、ここをどういうふうに近づけていくかというのが、これからも求められている地域情報化計画、若しくは行政にとっての情報計画かというふうに思っていますので、ぜひその辺偏らないで、行政に特化していて結構です、具体的に進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（総務）企画政策室長

行政に特化するという面になると、結構行政のほうは進んでいると思っておりますので、小樽市の中でさらに快適な環境にできるように、考えていきたいと思っております。

○高橋委員

この件については、また議論をさせていただきたいと思います。

◎学校適正配置計画について

次に、学校適正配置計画について、教育委員会に何点か聞きたいと思います。

初めに、今回、学校の耐震化について、本会議、それから予算特別委員会でも議論されましたけれども、大変大事な議論だったというふうに思っております。それで、前にも指摘、要望しておりました、ようやく学校のカルテができたという、そういう答弁も我が党の千葉議員の代表質問の中でありました。たしか今年の 3 月の予算特別委員会で、私が指摘させていただいた点もあったかというふうに思うのですが、予定よりも大分遅れていたという感があります。この学校カルテについては、できた現物というものは、私たちは見せていただけるのかどうかというのを、まず確認させてほしいと思います。

○（教育）総務管理課長

学校カルテにつきましては、一応データ整理等あるいは現地調査をした結果の中身として作成してございます。今後の活用等々につきましては、どういう形で情報提供できるかということを考えていきたいとは思っております。

○教育部長

相当タイトなものです。一つの学校について、6 項目について、例えば施設の概要はもちろんですが、改修履歴、それから現況調査、それから目視での判断、それと写真等も含めまして、そのようにタイトなものになっております。ただ、要するに個人情報でも何でもございませんので、ちょっとプリントして皆さんにお渡しするかアップをすとか、ちょっとそこまではなくても、どこの学校がどんな状況ということについては、示すことができますと思っております。

○高橋委員

わかりました。では、後日伺います。

学校適正配置計画のほうですけれども、前の予定でお話を聞いておりますと、7 月、いよいよ地域懇談会を行うというお話を伺っておりました。この地域懇談会の目的は何なのか、どういうことを皆さんに伝えようとしているのか、この点についてわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○（教育）山村主幹

地域懇談会でございますけれども、今定例会の終了後、7月に地域十数か所で行いたいというふうに思っております。地域懇談会の目的ですけれども、まず、学校の規模配置の適正化については小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会から答申をいただいております。その答申の中で、適正配置計画の進め方というところで、この学校の小規模化に伴う問題点などについて、保護者や地域住民に説明をして、学校の適正配置の必要性についての共通理解を深めながら進めていくことが必要であるという、この地域との共通理解の必要性がうたわれています。それで、そういう中でどのような観点を持って教育委員会が計画の策定をするかということについて、このたび教育委員会で基本的な考え方をまとめましたので、それを地域の皆さんに示して御意見をもらいたいということで、考えております。

○高橋委員

要するに、学校適正配置計画の総論のお話をするということでしょうか。私のつかみとしてはそういうふうに思っているのですが、教育委員会のそもそもの学校適正配置計画の考え方はこうです、総論はこうです、各論は後で出ますという、そういう考え方でいいのですか。

○（教育）山村主幹

その部分で申しますと、この学校の統合という問題ですけれども、これはある意味では机上の議論ではないということでもあります。これからの学校規模と配置のあり方そのものにかかわることでもありますので、地域の皆さんとの共通理解が土台となると考えております。そういう基本的な共通認識から共有していかなければならないと、これはある意味前回の反省を含めて考えておりますので、そういうことで総論といえば総論ですけれども、その部分で話をしていきたいと思っております。

それと、あとつけ加えるならば、こういう形での総論的な部分について、例えば以前にございました中学校の計画、それから小学校の計画案のときに、やはり地域で説明をさせていただきました。それが、例えば中学校は、もう既に七、八年を経過しております。それから小学校でも、平成 15 年に地域で最初の、計画前の全体説明をやりました。それからもう、5年ほどたっているということで、地域の方もある程度、保護者も含めて代わりをしているという認識も我々はございます。そういうことから、まず先ほど言いましたように、この小規模化についての共通理解を得るということで、まず教育委員会のスタンスなりを話して、理解を得て、そして各論ではないのですけれども、その問題、課題を共有化して、次のステップに進めたいという考えです。

○高橋委員

私はどうも理解できないというか、総論は市民の皆さんは賛成だと思います。過去もそうでしたけれども、確かに生徒数が減っている、昭和 30 年代から比べれば 5 分の 1 くらいになっているわけです。3 万人いた小学生が 5,000 人でしたか 6,000 人でしたか、そのぐらいです。そうすると、当然子供たちにしわ寄せが行くというのはわかっている話です。ですから、総論の話をいくらしても共通認識になるのか、非常に疑問です。具体的な数字を挙げて、それをもってこういう事実だから共通認識を持ってくださいというのは、ちょっと違うのではないかと私は思っているのです。

それで、何を言いたいかというと、総論を一生懸命やるよりも、ある程度の各論の議論に早く入って、その上で地域懇談会をやったほうが、より課題が見えるし、具体的な内容が見えるのではないかというふうに、実は前から思っていました。ですから、この地域懇談会が悪いという話をしているわけではないのですけれども、この地域懇談会で何を教育委員会は得ようとしているのかというのが見えないので、その点について、もう一回考え方を教えていただきたいと思います。

○教育部長

総論、各論という、考えているイメージが違うのかという気もするのですけれども、一つ御理解をいただきたい

というふうに思っているのは、今回、明日の特別委員会で考え方も示そうというふうに考えておりますけれども、あえて考え方というものを一つ、ワンクッションとしてつくったというのは、今回の学校適正配置計画というのは、答申でもいただいておりますけれども、小樽全域を対象にして、小中同時に考えていかなければならないというところが、やはり従前とは大きく違うところだったと思います。

平成 11 年 2 月に学校適正配置計画の基本方針をつくりまして、13 年度、14 年度にかけて中学校、15 年度以降に小学校ということで進めてきた計画でございまして、いろいろなことがあったのは、改めて言う必要はないかと思うのですが、その中でどうしてもやはり焦点になったというか、具体的な対象地域になっているのが中心部、手宮地区で、それは当然理由があったわけです。ただ、先ほど主幹のほうからも申し上げましたけれども、この少子化の傾向というのは、正直に申し上げまして、当時はそれほど減らないというイメージであった、例えば銭函方面とか東南地区とか、そういった部分もこの 5 年先、6 年先というふうに見たときには、やはり今とは大きく変わっていているという、変わっていかざるを得ない状況になってきているというのが事実です。

そういう意味で、全市的にやっていくという部分から考えていきますと、中心部と東南地区や北西地区とか、そういうところとではやはり進みぐあいというか、意識の度合いが相当違うという部分は持っているわけです。もちろん地理的な事情とか、そういったものも違います。

ですから、一つは、当然それぞれ置かれている条件は違うけれども、小樽市としてはやはり全市的に取り組んでいくということを、まずは御理解をいただかなければならないという、その作業から進めていきたいというふうには思っております。

それから、今回の本会議でも、予算特別委員会でもいろいろ議論が出ましたけれども、もちろん耐震化の問題があります。ただ、この耐震化の問題というのは、中国で大地震が起きたからというだけではなくて、小樽の小中学校は実は 30 年を超えている学校がもう半数以上になっているという、老朽化自体ももう一つの大きな課題になってきているわけです。ですから、その部分は平成 11 年から進めてきたこれまでの小学校、中学校の学校適正配置計画とは異なるというか、文字どおり全市的に、それと小樽市の学校の現状という、そのものも両方含めて皆さんに話をし、その中で一定の共通認識を持っていただきたいという、そういった部分が、今回の地域懇談会の一番大きな意味というか、私どもが地域に入っていかなければならないという理由だということで御理解をいただきたいと思います。

○高橋委員

何か、すとはなかなか落ちないのですが、言いたいことはわかりました。

それで、地域懇談会の中で、では今後のスケジュールはと必ず地域の方又は保護者の方は、非常に興味を持っているというか、そこしかないと言ってもいいかもしれません。では、話はわかった、ではいつからスタートするのか、いつごろ校名が出るのか、どういう根拠でそれをつくっていくかという内容、どうしてもこれは質問で出てくると思うのです。その点については、どういうふうに答えようとしているのか、準備しているのかお聞きしたいと思います。

○（教育）山村主幹

地域懇談会で教育委員会として計画策定に向けての考え方を示すのですが、その大きな柱として、当然学校の規模がございます。これは委員がお話しするような総論的な部分といいますか、学校規模がどの程度が望ましい規模なのかというお話と、それから部長も話しましたように地域によって、それぞれ学校がおかれている条件、状況が異なります。年少人口の推移とか、それからあと学校施設の状況とか、それから通学区域の広がりとか、そういったものがあります。ですから、地域的、地区的なものについて、ある程度ブロックごとの地域に話をしていかなければならないということです。それと、あと学校の施設の状況、老朽化と耐震整備の状況、そういったものも同時に考えていかなければならない。これを大きな観点といいますか、柱として話をしていきたいと思います。

そういう中で、やはり地域、地区的にそれぞれ小学校、中学校合わせて置かれている状況をお話しする中で、どことどこの学校を組み合わせるといいますか、統合した後の学校の位置とか、そういったものについてはやはり地域の方ときちんとお話をして、そしてその中で、ある程度のスパンの中で計画を立てていくべきだというふうに思います。

ですから、全体的にぼわっとしたものではなくて、そのブロックごとである程度見えた形での話をして、その中で地区ごとの計画を立てていくということのほうが、結果的に5年後にやりますとか3年後にやりますと、それが実際に何を担保にするのだという、そういうまた行ったり来たり論にならないのではないかとこのように考えていますので、地区ごとに置かれている状況をお話して、ある程度の年数を定めていきたいというふうに思っています。

○高橋委員

そうすると、その地区ごとに年度が変わるとか、そういうことなのですか。そういうふうに受け取って良いのでしょうか。

○教育部長

当然地区ごとに年度も変わっていると思います。いわゆる耐震化の問題、老朽化の問題というのは避けて通れないというふうに思っています。そうしますと、当然3年、5年でできるのかということになれば、これはやはり現実的に難しいだろうと思います。そうしますと、少子化の現状で6年後の状況、あるいは去年生まれた子供が中学生になる15年後の状況、そうした中で、小樽市のあるべき学校の姿というのはどうなのか、あるいはそのときの施設の状況はどうなのかという、そういう観点からもやはり議論はしていく必要があるだろうというふうに思っています。そうすると、やはり相当の期間、中長期といいますが、答申の中でも一定の期間を要する学校配置になるだろうということはいっていますけれども、文字どおりそういった、それぐらいのスパンで考えていく必要があるというふうに思っています。

○高橋委員

最後ですけれども、少しは見えたというふうに思うのですが、ではその全体的に用意ドンではやらないということとはわかりました。それで、ではその一番早いところは、いつごろをめどに具体論に入っていくのかという、そういう、具体的にいつというふうには聞きませんが、めどみたいなものをお聞きしたいと思います。

○教育部長

広い言い方になって申しわけないと思うのですが、どこの地区も決まっていなくてもいつからやるとも言えないですし、いつからやるけれどもどこの地区からやるかは決まっていなくても言えないわけで、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎総合計画のスケジュールについて

報告にかかわって1点だけ確認させてください。

それは、今日第6次小樽市総合計画の構想案について報告がありました。それで、報告の中で、本来であればこの第2回定例会で提示できるというものが若干遅れているということでしたが、これまで取り組んできた部分について報告をお願いします。

○（総務）企画政策室笠原主幹

総合計画の策定に当たって、これまでの取組ということでございますけれども、昨年の6月にこの委員会にスケジュールを報告させていただきまして、それ以降、策定作業を続けてまいりました。8月には、地域別の懇談会、

団体別の懇談会とあわせて、市民 3,000 人のアンケート調査とか、地域、団体へのアンケート調査、そういうものを実施して、11 月に審議会のほうに報告させていただいて、それらを参考にしながら庁内での議論を進めていく、こういう計画でございます。

○佐々木委員

今の話では、審議会のほうには報告をする予定ということですが、概要でいいですから、アンケートを集約した調査結果の部分について教えてください。

○（総務）企画政策室笠原主幹

アンケート調査の関係でございますけれども、市民意向調査ということで 3,000 人の市民アンケート調査を 8 月に実施してございます。この中で回答が 1,261 件ということで、42 パーセントの回収率となっております。また、174 の町会等を対象といたしましたアンケート調査につきましては、132 の町会等から御意見をいただきまして、75.9 パーセントという回収率でございます。このほか、もう一つ団体別ということで、市内の各団体 205 団体ほどにアンケートをいたしまして、回答としては 116 団体、56.6 パーセントの回収率になっております。なお、市民意向調査等で市民の皆さんがどういうイメージを小樽市に対して持っているかということは、今回の基本構想の原案の中で計画の策定に当たるという、そういうような中で、市民福祉の向上を望むとか、子供をはぐくめるまち、そういうようなものが望ましいというようなことで整理をさせていただいております。

○佐々木委員

今後のスケジュール、取組ですけれども、先ほどの話の中で、この第 2 回定例会で提示できるというところを提示できなかったという、そここのところについてはどうですか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

第 1 回定例会の本常任委員会でも今後のスケジュールということで御質問がございまして、何とか第 2 回定例会に向けてスケジュールどおり頑張っていきたいというようなことで話をさせていただきましたけれども、当初、総合計画審議会への諮問を、年明け 1 月から 2 月にかけてしていきたいというスケジュールでお話しをしてございました。結果として、庁内での調整、そういうような部分に時間を要しまして、総合計画審議会への諮問というのが 3 月 27 日になりました。それを受けて、総合計画審議会のほうでは、先ほど申し上げましたが、五つの分科会で延べ 19 回、精力的に御審議をいただきました。その分科会そのものも 6 月までかかっておりましたので、第 2 回定例会での提示ができなかったというような実態でございます。

○佐々木委員

先ほどの学校適正配置計画の部分ではないのですが、総合計画とも密接に関係があると思うのですが、今後のスケジュールの中で、もう少し具体的に、お話ししていただけますか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

今後のスケジュールということでございますけれども、まず現在、先ほどの冒頭の報告でもさせていただきましたが、総合計画審議会の分科会、この議論が今月の頭で終わってございます。現在、それらの分科会の報告、そういうものを整理しております。この後、7 月の上旬に総合計画審議会を開催していただき、その中で市長の諮問に対する答申を総合計画審議会としての答申案という形で審議をしていただきますが、その総合計画審議会での審議の後に市長のほうに答申いただいて、その答申を踏まえて、庁内の総合計画策定会議でもう一度この基本構想原案についての整理を行った後に、第 3 回定例会に基本構想案という形で議案を提出したい、そういうように考えています。

○佐々木委員

◎平成 19 年度の監査報告書について

過日、平成 19 年度の監査報告書が配布になりました。この報告書には行政監査、事務監査を含めた記述があるわ

けですけれども、ここのところで一つ私のほうで気になったのは、監査結果の指摘がいろいろと出ているわけですが、この中で指摘事項、指導事項、検討事項という項目がありまして、特に指摘事項は法令等に違反するものの、指導事項は、法令等に違反とまでは言えないものの不適切と認められるもの、検討事項は適切な事務処理、効率的な事務処理を行うため、改善を要すると認められるものと、そういう観点で平成 19 年度と 18 年度を比べながら提示されています。その中の記述で、これらの指摘事項が、19 年度の場合トータルすると 36 件ということです。それから、18 年度は 58 件、それは指導と指摘を合わせての数だということですが、こういう数字が並んでいました。その後なのですけれども、これらの指摘事項の中には、これまでも繰り返して改善を求めてきたにもかかわらず、依然として改善されていないものが数多くあり、今回の監査でも指摘事項として挙げたというくだりがあるのです。その部分については、監査事務局のほうでこれを分析したものについて報告をいただければと思います。

○監査委員事務局次長

監査委員の指摘事項そのものについて、事務局のほうとしてはコメントする立場にないということで御理解いただきたいと思うのですが、あくまで事務レベルということで話をさせていただきますと、これまで繰り返し改善を求めてきた、例えば契約事務などにつきまして、随意契約できるものというのが地方自治法の施行令の中で列挙されています。ただ、小樽市の契約規則の中で、随意契約できるものについても 2 社以上から見積りを徴さないというふうになっています。2 社以上からの見積りを徴さなくていいものについてはこれというふうに定めているのですが、随意契約をするときに、1 社からしか見積りを徴していない、その理由が明記されていないというものが往々にして多い。毎年とは言いませんけれども、これまでも何回か指摘してきたけれども、まだあるというようなことです。

あるいは、市の事務ですので、専決事項といいますか、専決者というのが定められておりまして、この専決というものは市長決裁と同じ効力があり、市の意思決定になる部分であるにもかかわらず、専決者が違っている、例えば部長決裁でなければいけないものが課長決裁になってしまっているとか、そういうようなことが往々にして何回も出てくるという部分であります。

あと、その決裁に関して、そういう専決者を間違えているという部分と、もう一つ、事務的に言うと、決裁するものが非常に多くなって重ねて決裁しているときに、決裁漏れといいますか、判漏れがあるというのがあるのです。ただ、それは係員のほうにその決裁物が戻ったときに、決裁されているかどうかというのは、当然確認して次の仕事に進んでいかなければならないのですが、そこまでの確認をしないで、もう当然決裁が終わって戻ってきたのだから、決裁がされているというような認識で仕事を進めてしまっているというようなことも、事務レベルの中では見られるというようなことであります。

○佐々木委員

本当に事務的なミスという部分と、それから当然学習していなければならない部分とが、ミックスしているように聞こえてくるのですが、毎年繰り返してこういうことが起きてくるということで、一定の改善策に取り組んでいると思うのですが、この部分については監査事務局のほうではないのかもしれませんが、それを受けて、今後の改善策といいますか、その辺についてはどのように考えていますか。

○（総務）総務課長

これは各部に多岐にわたっておりまして、総務部のほうで取りまとめて監査委員のほうにも文書を出しておりますので、私のほうでまとめた答えをさせていただきたいと思います。

まず 1 点、今、専決事項というのがありましたが、これは昨年の指摘でもございまして、まず、だれの決裁で事務を進めるかという部分で、その改善策として、平成 20 年度の 4 月ですが、財務規定、財務に係る専決事項を一部見直ししております。そういうことをやったということが一つ。ただ、それ以外、毎年実は同じような

項目の指摘というのが数多くございます。これについては、それぞれ部長会議での指導、庶務担当課長会議での指導、それ以外にも、各部でそれぞれ所管の事務について全課メールで周知、そういうことはしてございます。ただ、最終的には、それぞれ事務担当者、係長職、課長職なりそれぞれの管理職も含めた職員の意識の問題が、これは大きいと感じておりますので、それぞれ一手間、一確認といいますか、そういうふうに注意をし、今後もそういう機会があるごとに、ここにいる管理職も含めてそういう部分については、十分注意していくしかないというふうに思っております。

○佐々木委員

大きな事故や大ミスにつながっていかないようにやっていただきたいというふうに思います。

◎学校施設カルテについて

それから、もう一つは、学校施設カルテのことについて、教育委員会のほうでは、学校施設カルテという名称にしているのか、それとも別な名称で集約しているのか、このところが一つです。

それから、前に報告があったときは、市の公共施設全体をまとめているということでしたが、それに学校施設も入っているのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

学校に関しては学校施設カルテということで提示したいと思います。

それと、あと全体的な部分では、むしろ私どものほうで対応しているのではなくて、市の庁舎などの部分につきましては、一応建設部のほうで対応してまして、当初から市全体の施設の施設カルテをやっていく中の一つとして、学校施設カルテがあるということでのとらえ方でよろしいと思います。

○佐々木委員

では、先ほどの学校適正配置計画の御答弁にありましたように、学校施設の概要は用意ができていうのか、ある程度整理されているということなのですね。ですから地域に入ったとき、学校の現状はこうだというときに、それに対応できるような資料というものを用意して進めていくのですか。

○教育部川田次長

今、地域懇談会に入っていくときに、学校施設の概要ができていうのかという御質問というふうにとらえておりますけれども、昨年、学校の規模・配置の在り方検討委員会というのがありまして、その中で学校施設の概要については示してございますので、それはまた明日の委員会の中で提示できるものというふうに思っております。それは、各学校の例えば児童数とか校地面積、校舎の面積、建築年度などを記載したものでございますので、これについては私どものほうで用意してございます。

○佐々木委員

明日の委員会から始まって、議会、それから地域懇談会等についての対策というふうに思っております。あわせて耐震化の問題について、現状どうなっていて今後どうするのかというところを確認させてください。そもそもこの耐震化の問題ができたのは、東海道を中心とした地方の大地震が来たときにどうするかということで、たしか 1980 年だったというふうに思います。ここに国の補助金が手当てされて、そして補助金制度を使って学校を手直ししていったという制度があったと思うのです。それから、1995 年、阪神・淡路大震災が起きたときに、いわゆる耐震化の問題について、今までは補助金制度を使っていたのだけれども、交付金化したというふうに私のほうでは理解しているのです。2006 年から交付金化をしたということで押さえているのです。そうすると、交付金化したということで、そのときの補強工事は国が 2 分の 1 を持って、改築については 3 分の 1 で、補強と改築と区別しながらいったのです。そして現在に至って、今は新しい促進法によって、この補強については国が 3 分の 2 を持ち、そして改築については 3 分の 1 を持ちましょう。さらに、今新しくできた地方自治体の負担をできるだけ軽くしようということで、今まで 3 割だったものを 1 割負担というふうにして、国会で通ってきていると思うのです。そういう

ときで、私も学校適正配置計画の部分で話を進めた折に、これに合わせて仕事をしたというふうに思っているのですけれども、現在、市や教育委員会が先立ってやっているこの耐震化に向けての調査、これについて、やったことも含めてお話してください。

○（教育）総務管理課長

耐震化に向けての調査でございますけれども、これにつきましては、平成 18 年度の 6 月に総務常任委員会に報告をさせていただいたと思うのですけれども、要は、16 年度と 17 年度に、耐震化優先度調査というのをやっておりまして、昭和 56 年以前に、要するに今の新耐震基準ができる以前の建物について、小学校、中学校それぞれ優先度調査というのを実施してございます。それで、16 年度につきましては、小学校 9 校、それから中学校 4 校で優先度調査を実施してございます。それから、17 年度につきましては、小学校 10 校、それから中学校 6 校、合計 16 校ということで優先度調査を実施したところでございます。

○佐々木委員

あくまでもこの優先度調査というのは簡易的なものであって、本格的な耐力度調査ではないのでしょうか。ある程度優先度の順位付けをした学校が 29 校という数字になっていますけれども、実際に優先度調査をしたのは、29 校と棟がありますよね。それを教えてください。

○（教育）総務管理課長

13 校で 46 棟です。それから、屋内体育館が 5 棟あります。それから、平成 17 年度が 16 校。校舎 35 棟の屋内体育館 12 棟で、合わせて 47 棟。トータルしますと、29 校の 98 棟ということになってございます。

○佐々木委員

98 棟ですね。はい、わかりました。その後、その耐震化優先度調査は第 1 次ですから、それをした結果については優先度が決まった。その当時のいわゆる学校適正配置計画の中でも、その後どうするのかという話をしていたら、耐震化優先度調査の後、耐震化整備計画をつくり出すということになっている。その整備計画の中で、さらに耐震診断と、耐力度調査というふうに分かれ、その結果、耐力度調査については改築工事につなげ、耐震診断については耐震補強工事につなげるというふうにフローをつくったのです。そういうことから言えば、何をどのように今後していくのかということを、ある程度説明できないですか。

○教育部川田次長

平成 18 年度当時、優先度調査をして議会に、耐震化整備計画についてのフローを示してございます。ただ、この優先度調査は今もやってございますけれども、耐震化整備計画については、まだしておりません。これは、今般の議会の中でも教育長のほうから話していましたように、やはり耐震化整備計画も当然重要な課題でありますし、それから学校適正配置計画も重要な課題であるということから、今般 7 月からの地域懇談会で、教育委員会の学校適正配置の考え方を示して、地域の人の御意見をいただくということにしています。それをもって、後に、この耐震化整備計画というのはどういった形でつくっていくかということを今後の課題として私たちは持っているということでございますので、御理解をお願いします。

○佐々木委員

これでいくと耐震診断をやったものは耐震補強工事につなげる、こういう言い方をしているわけです。もう一つは耐力度調査をするということは改築工事につなげる、こういうフローだったもので、当然改築工事につなげるということになれば、耐力度調査をすることについても結構な費用がかかるということだったので、教育委員会としてはどういう進め方をしていくのか、計画をつくってからこう行きますと言うけれども、できたフローについてのこの流れ方をもう一回整理をして、そして組み立ててほしいというふうに思っているのです。これでいくと、恐らく相当の学校が改築工事となるわけだから、その辺のところも含めて、整理をして組み立ててほしいと思います。

○教育部長

調査というのは、平成 18 年度に、耐震化優先度調査、耐震整備計画、そして耐力度調査と耐震診断というフローで出しているのは事実です。ただ、今回の国のかさ上げといいますか、補助制度が拡充になったわけなのですけれども、まだ正式文書で私も見ていないのですけれども、国も当然優先度の高いものからするやうにということで、Is という耐震診断の結果に出てくる数値なのですけれども、それが 0.3 未満のものについては、3 年間の計画の基礎をつくるやうにという方向と見えています。その Is という数値は、耐震診断の 2 次診断をしなければ出てこない数値なものですから、耐震化整備計画と耐震診断との入替えや、順番なども含めてちょっと見なければならぬと思っています。ですから、18 年度当時から教育委員会のほうで話をさせていただいていたのは、例えばもう 50 年を超えているやうな校舎については、現実の問題として、コンクリートの強度などを考えれば、耐震診断というよりは耐力度調査から改築工事の流れになるのではないかと私は思っております。今の当時想定しなかった部分としては、耐震診断をまずやるやうにということが、国からも強く言われている部分でありますので、そことの関係は、このフローを整理していかなければならぬというふうに思っています。

○佐々木委員

そういうことで、保護者のほうにも説明するときに、その辺のところを整理しながら説明をしていただければというふうに思います。

◎義務教育費国庫負担制度について

それとあわせて、義務教育費国庫負担制度の問題に触れる前に、ここにこういう記事が載りました。日経のフォーラムですけれども、2006 年度の文部科学省調査によって、自治体は小中学校教材購入費の 3 分の 1 を財政難で満度に充足できない、措置できないという記事なのです。小学校教材購入費として 2006 年度に地方自治体に配分された 813 億円のうち、ほぼ 3 分の 1 に当たる 280 億円が教材以外に使われていたことが調査で明らかになったということです。ほとんど 9 割以上の市町村が、配分額を下回る金額しか教材費に充てていなかった。それもこれも、やはり地方自治体が財政難に陥っていて、いわゆる国が補助を絞るから、どうしても困ると教育と福祉の問題にしわ寄せが行くという事例だと思うのです。それで、前回のときも図書購入費の問題について、現場実態はどうなのかということを聞いたのです。この教材購入費の問題について、小樽市の場合は、措置額、措置率はどのぐらいに押さえておりますか。

○（教育）総務管理課長

措置率といいますか、平成 19 年度の教材購入費は小学校では決算額で言うと 3,030 万円でございまして、正確な数値というのは、把握できませんけれども、積算基礎的なもので聞いているところでは、小学校で 7 割弱というか 60 パーセント台ということで、認識はしてございます。

○佐々木委員

それも含めて結局は一般財源化、地方交付税の中に織り込んでくることによって、それが満度に措置できないという事情が明らかになってきているということは理解できるころなのです。それで、そういうことも含めて、従来の小樽の場合もそうですけれども、地方議会から義務教育の国庫負担制度、そしてまた前年度、負担率 2 分の 1 を 3 分の 1 に変えた、こういうことから与える影響が非常に大きいということで、地域からの声も出てきているし、教育委員会もそう押さえているのだらうというふうに思っておりますけれども、ここの部分について、やはり大事な点だと思いますので、この義務教育費国庫負担制度堅持、それから先ほど話に出ました、いわゆる地方が大変財政が苦しいことによって、教育費の部分についても影響が出るということも出てきているので、この辺のところについては、教育委員会はというふうにお考えですか。

○教育川田次長

義務教育の国庫負担の関係でありますけれども、教材購入費の話が出ましたけれども、私も教材購入費の資料を

持っていませんけれども、図書購入費の平成 17 年度の決算を見ますと 750 万円なのです。それで、18 年度は 750 万円ということで、決算値的には変わっていないといえますか、ちょっと横並びで来ている状況でございます。ですから、決算値そのものは相殺の中では、多少は目減りしている部分もあるかと思いますが、そんなに出ない形で予算措置をしているというふうに思っております。

それから、国庫負担の 2 分の 1 の関係でございますけれども、従来 2 分の 1 の国庫負担が、教員の給与の部分についてはありましたけれども、それが今、3 分の 1 になったということですが、ただ教育委員会ではある程度、3 分の 1 になっても国のほうでその分をきちんと予算を見てもらうことについては、やはりいいことだというふうに思っております。その分税源移譲の中で、交付金の中で地方にお金が入ってきていますので、そういう形の中では、この国庫負担の維持については、そのまま受け取ってもらいたいという思いがございます。

○佐々木委員

とにかく私が感じる場所ですけれども、今まで日本には世界に誇ることが三つあると思います。それは、一つは世界に誇る日本国憲法です。それからもう一つは、それこそ後期高齢者医療制度ではないですが、これは世界に誇れる、世界の制度にない国民皆保険制度です。それと、人づくりにずっとつなげてきた、この義務教育の制度を日本が維持してきている、こういう部分です。

そういう面で考えれば、教育は未来にける投資ということで、現場からも声を上げていきたいし、それから、先ほど職員定数の問題が出ましたけれども、私は教育は人なりと思っています。そういう面で考えれば、やはり安上がりな公共教育をしていくときは、どうしても人が減ってしまうというようなことがありますけれども、しっかりと定数が盛られているわけですから、決められた配置といいますか、定数の確保についても声を上げていきたいというふうに思っております。

ということで、できるだけ教育にお金をかけるという部分については、同感でないかというふうに思うのですが、教育長の感想を伺いたしたいと思います。

○教育長

委員が今おっしゃられましたように、国づくりのためにはまず人づくりだという大前提の下に考えまして、国庫補助につきましては、単なる一つ、二つの市町村がどうのこうのではなくて、やはり日本じゅうのそれぞれ市町村が声を上げていかなければならないと思っております。小樽市は北海道都市教育委員会連合会に属しておりますし、市長は全道市長会にも出てございますので、私の立場としては、都市教委連においてこの点については、これまでも言ってきておりますし、平成 21 年についてもこのことについては明記してございます。今後もそういう場で国庫負担の現状維持は訴えてまいりたいと思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 35 分

再開 午後 6 時 00 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 2 号及び議案第 4 号は否決、議案第 11 号は可決、陳情第 4 号、第 1004 号、第 1005 号及び継続審査中の陳情に関しては、採択を主張して討論をします。

職員定数条例の一部改正案です。市民から職員が多いのではとの指摘もあるとのことですが、この間の行革によって事業の委託、指定管理者制度の導入などで、職員がどんどん減っている、そういった背景があつての職員定数条例の一部改正案です。認めるわけにはいきません。

市税条例の一部改正案です。指摘をしましたが、年金からの市税の有無を言わさぬ天引きは、納税者の人権を無視したやり方であり、市民生活に不安と混乱を招くものであり、認めることはできません。

非核港湾条例案です。世界のすう勢は、大国の軍事機器の撤退、日本の憲法 9 条を自国の憲法に取り入れようとの動きがある中で、米国の艦船がほぼ自由に地方自治体の港に入出港する、そういった状態には歯止めをかけるべきです。

陳情については、一つ一つについては触れませんが、小樽市において、泊原発 3 号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方についてです。このプルサーマル計画は、ヨーロッパや日本国内での実績や技術的な実証に関しては、さまざまな意見があることは確かです。そういった意味では、この小樽市において、市民がこの計画に対して不安や関心を持っている、こういうことについて、自治体としても北海道電力株式会社に対して説明会を開くよう要請するということについての市民の願意は妥当だと思います。詳しくは本会議で述べて、本委員会での討論としたいと思います。

ぜひ委員各位の皆さんの御賛同をお願いしたいと思います。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 11 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決定いたしました。

次に、陳情第 1004 号及び陳情第 1005 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第 2 号、第 4 号並びに陳情第 3 号、第 4 号、第 186 号、第 262 号ないし第 356 号、第 358 号ないし第 370 号、第 373 号ないし第 643 号、第 647 号ないし第 1002 号及び 1006 号ないし第 1084 号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、議案はいずれも可決、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。